

平成24年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成24年12月11日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第50号 幸田町部設置条例の一部改正について
議案第51号 幸田町職員定数条例の一部改正について
議案第52号 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
議案第53号 幸田町監査委員に関する条例の一部改正について
議案第54号 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第55号 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
議案第56号 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
議案第57号 幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について
議案第58号 幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
議案第59号 幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
議案第60号 幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|--------|------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 杉浦護君 | 健康福祉部長 | 伊藤光幸君 |
| 参事 | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長 | 鳥居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 中山豊君 |
| 総務部次長兼
総務課長 | 大竹広行君 | 建設部次長兼
都市建設課長 | 近藤学君 |

教 育 長 内 田 浩 君 教 育 部 長 春 日 井 輝 彦 君
消 防 長 近 藤 弘 君 消 防 次 長 兼 山 本 正 義 君
庶 務 課 長

職務のため議場に参加した議会事務局職員名

事 務 局 長 鈴 木 久 夫 君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） おはようございます。

質疑の通告にあわせまして要求のございました事前要求資料につきまして、本日、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を6番 都築一三君、8番 酒向弘康君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第50号議案から第66号議案までの17件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

まず、第50号議案の質疑を行います。

1 番、中根秋男君の質疑を許します。

1 番、中根秋男君。

○1 番（中根秋男君） おはようございます。

幸田町部設置条例の一部改正で総務部が企画部と総務部に、それから、健康福祉部が住民こども部、健康福祉部と増設される、その理由とメリットについてお聞きいたしたいと思います。

次に、それに関連しまして、組織変更後の部と課の体制でございますが、業務上の重要性、効率性、行政サービスの面での配置体制についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 部と関係の今回の理由とメリットということでございますが、行政事務の関係につきましては、国の事務事業の委譲によりまして市町村のほうの事務量も増加の一途をたどっているところでございます。また、住民要望も複雑多岐にわたっているというようなこともございまして、職員がその職務能力、こういったものを十分に発揮することができるよう、そういった事務職務分担等をしていきたいと。また、業務につきましても、偏りをなくした事務事業に見合った組織等にするということで、企画調整機能の充実を図るとか、その一方で、また住民の方々に最も接する機会の多い1階窓口、こういったものにつきまして、今、並行してワンストップサービスの関係についても検討させていただいているわけでございますが、こういった中で部課がそれぞれ連携をしていくような組織体制を目指すといったようなことを考えているところでございます。

配置体制の関係につきましては、3階の現在の総務部門につきましては、南側のほうを企画部、北側を防災安全ですとか、防災関係の関係はどうしても機器の関係がございまして、こういった関係もありまして、総務部の関係を北側のほうに配置をしていきたいといったようなことを考えているところでございます。

1階につきましては、総合窓口の関係、また、相談窓口のプライバシー、こういったことにも配慮していく必要があるということで、可能な限り町民にとって利用しやすい、わかりやすい窓口体制、こういったものに配慮していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 大体わかりました。ということですので、町民にとにかくわかりやすく、サービス向上につながるように、これからしっかりした組織をつくっていただきたいというぐあいに思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 1 番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、15番 大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 組織の変更とか再編とかいう問題については、その時々必要性によって、すごく効果が出るときと、それから、マイナスに出る場合もあろうかと思いま

すが、今回の新しく考えていくこの体制、組織の中で、とにかく形よりも運用がすごく大事な面があるわけでありましたが、そういうことを考慮して、部課長としての運用を含め、考え方についての議論がこの条例改正についても一緒に議論をされていると思いますが、その点について、世間では部課長の心構えとして、一般に広い視野で物事を判断できるとか、明るい職場づくりとか、法令遵守、これから法令遵守というのが特に重要になってくるとは思います、組織を活性化したり、いろいろ効果を発揮する中で一番大事なものは何かというと、やはり部下とのコミュニケーション、今の職員が一体何を考えているのかとか、そういう提案を持っているのかということをお互いに理解し、考えていくということがやはり組織の活性化なり、新しい組織をつくった場合、それがよく生かされているということになろうかと思いますが、その辺で今回の再編に当たりまして、心構えとか、教訓とか、標語とか、目標とか、そのような、一丸体制で臨むよというような、そういうものが議論をされて、これから走っていくものがあるかどうか、そういうものがあればここで示していただきたいということでもあります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 心構えとか、そういったものはどういったものがあるかということでございますが、先ほども少し申し上げたわけでございますが、やはり町民の皆さん方に利用しやすい、わかりやすい組織づくりといったようなことを一つの念頭として考えているわけでございますが、はっきりした標語的なものを設けているわけではございません。

一般的な考え方といたしまして課長に求められるのは、やはり課のあらゆる問題に対しまして責任ある判断ができること、課の目標を達成するための管理、部下の育成、また、部下との交渉等の一般的なことが能力的な部分で求められるというふうなことを思っておりますけれども、また、部長に求められるのは町の目標の立案、町長の施政方針などに基きまして工程管理、こういったことを実現していくということでございます。基本的には毎年度、町長の施政方針が示されるわけでございますけれども、こういったものを基本として事務事業に取り組んでいく。24年度でございますと、安全を第一に、安心な暮らしを守るために、未来を見据えた持続可能な住みよいまちづくり、こういったものの実現を基本として事業に当たっていくということでございますが、町のホームページにおきましても、部長として各部の基本的な目標というものを示しながら、あいさつ文というのですが、そういったもののページも設けておりますので、そういう中で目標の達成を目指していく内容的なものを示させていただいているということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番 大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子弘君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回、二つの部を増設して、3課を増設するわけでございますけれども、そうした中で、今回、この議案の関係資料を見ておりますと、総務部、これが企画部と総務部に分かれてまいります。一般的に総務部といえ、その組織の中の中心となるといいますか、筆頭に、建制順でいえば一番に属するようなところでございます

けれども、今回、この分割の矢印方向を見ますと、企画部が上に来ているということでございますけれども、その意図的なものについてお尋ねするものであります。

また、健康福祉部は住民こども部と健康福祉部にという形の中で分割がされるわけでありまして、先ほどのこの総務部の関係でいえば、企画部が一番最初に来るということは、職員の人事、これを企画部が掌握する、そのために企画部がまず第一番目に名を連ねるのかと、こういう関係でお尋ねするものであります。

いろいろな組織も見てみましても、本来、総務部というのが一番最初に来るのではなかろうかなと一般的なそういう認識でいたわけでございますけれども、幸田町にあっては、今回は企画部がまず第一番目に名を連ねると、この点についてお尋ねするものであります。

それから、かねてより職員の採用についていえば、昭和30年代生まれの方たちの職員採用が非常に多い時期で、だんご状態になっている、こういう関係で、今、そういう時期に来ているわけでございます、そうした関係からいたしましても、部、課の増設に対してはポストに対応するためなのか、この点についてお尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、建制順というのですか、そういったものが今回、企画部が一番上にあって、また、それから次に総務部ということで、その辺の考え方ということでございますけれども、企画部が基本的には町の企画調整、総合的な将来を見据えた考え方をまとめる、現在も総合計画につきましても企画政策課のほうで取りまとめをしているわけでございますけれども、こういった企画、一般的に考えますと、町の将来を見据えた考え方をまとめていくというのは、引っ張っていくのは企画というサイドがまず考えられるかというふうに思います。その中であって、それに人と金がついてくるといったような形になろうかというふうなことも思うわけでございます。

一般的に総務ではないかという御指摘でございますけれども、他の市町村を見ましても、名前は別としましても、企画に属する部というものが建制順のトップに来るといったところはかなり多いわけございまして、今回の取り扱いにつきましても、そういった意味で企画を前面に出していくと。総務につきましても内部的な庶務、またそして、今回ですと財政、税務、こういったものは引き続き総務のほうで取り扱いをさせていただくというような考え方で今、進めさせていただいているところでございます。

それから、ポストの関係でございますけれども、そういったポスト対策ではないかといったような御指摘でございますけれども、今回の組織機構の見直しにつきましては、あくまでもやはり行政サービスの向上を図るためのものでございまして、県下の人口規模の類似団体と比較いたしましても、突出して部ですとか課がふえるといったことはなく、また、現在検討させていただいております部長職の数につきましても、組織の状況を見据え、基本的に現行人数を維持していきたいというふうな考え方を持っているとところでございます。

部長職、課長職につきましても、その能力に応じまして、慎重に判断をさせていただくという考え方で進めさせていただく予定をいたしております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この部課の増設、これについていえば、従来だよということでございますけれども、行政サービスの向上を図るため、こういうことを答弁されたわけがありますけれども、しかしながら、現在の職員の状況を見ますと、こうしただんご状になって採用してこのポストをどうするかということが以前から問題になってきていたわけでありまして、そうした対応をしていく、こういう考えに立つのではなかろうかというふうに思うのは、これはだれしもが思うことではなかろうかということでありまして、そういうことはない。あくまでも人口増に対応していくためと、こういうことで答弁をされたわけですが、しかしながら、今回、そうした年齢に達した職員数、こういう職員数のポストという形の中で対応されたのではなかろうかということですが、その辺については、その年代に達した職員というものはどうなっているのかということと同時に、現在の状況の中でいえば、女性のポストもないという中で、そうした女性職員の登用というものについても考えていくべきではなかろうかというふうに思うわけがありますけれども、そうした対応ではいかがかということでもあります。

総務委員会の資料を見ますと、非常にコンパクトでわかりやすいというようなことがうたってあるわけがありますけれども、部課の増設をするに当たっては、なぜその組織が大きくなるのがコンパクトなのか。反比例していくのではなかろうかというふうに思うわけですが、その点については、住民にわかりやすい組織にしていくということにどうつながるのか、その点について答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、中根秋男議員の質問に対しても、1階窓口はワンストップサービスで連携をしていくよということでもありますけれども、そうした機構改革が住民サービスの向上を図る、こうした点での具体的な説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ポストの関係につきましては、言い方はどうかわかりませんが、だんご状態な年齢に属する職員の皆さん方もおみえになるわけでございますけれども、やはりすべてのポストをあてがうということはできない場合も当然ございます。そうした場合には、やはり先ほど申し上げましたが、能力、これまでの事業に当たってきた業務実績、こういったものを加味しながら、そのポストにあてがうかどうかということ判断していくのが基本的な考え方になろうかというふうに思います。

それと女性の登用につきましても、現在も主幹級ではありますが、そういった職員も設けているところでございます。男性と比較しても、女性として、住民に対する事務の当たり方、こういったものについては能力にたけた職員の方も多くおみえになるわけでございますので、適材適所という考え方の中で判断をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、コンパクトな組織ということについてのなぜだというようなお話でございますけれども、確かに部や課というものは増加をするわけでございます。従前は総務部が6課、それから、健康福祉部は4課であったわけでございますけれども、今回、総務部は4課に変わります。健康福祉部については3課ということでございまして、それぞれの業務の平準化を図るといった意味の中でコンパクトなという表現を使わせていただいたということでございますので、その点、御理解をいただきたいというふうに思いま

す。

1階のワンストップの関係、住民サービスの向上を図るのに、どういった考え方で持っていくかということでございますけれども、やはりこれまでも御指摘をいただいておりますように、せっかくお越しをいただいた住民の方々が、その求められている要望に対しまして、たらい回し、悪い表現でございますけれども、自治体におけます、そういったとらえ方をされるといったようなこともございます。私どもとしては、そういったものを今回の中で少しでも改善をしていきながら、横の連携を図って、親切な窓口対応を少しでも心がけていきたいということで、こういった形をとらせていただきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この部と課の現在の状況からすれば、ポストが足りない、こういなかで主幹級というものをつくって、そして、課長職対応ということで対応されてきたわけでございますけれども、今回、部と課を増設することによって、これは明らかにポストがふえるわけでありまして、そういうことから、現在の主幹という、こういう位置づけをどのようにされていくお考えなのか、その点についてもお聞かせいただきたいというふうにも思うわけであります。

また、女性の登用でございますけれども、幸田町において補佐クラスどまり、今は主幹という形の中で対応もされておまして、しかも、こうした課長になっても1年ぼつきりできようならと、こういうような最後の1年限りというような形の中で対応されてきた経過がございます。やはりこういう対応ではなくて、これは男性、女性同じように職員研修も進めながら、そして育てていく。能力も十分発揮できるような職場体制づくりをしていく、こういうことが職場におきまして求められているわけであります。そういうのが今まで職場は男性上位と、こういう中で進められてきた弊害も出てきているわけでありますので、こうした体制を職員が働きやすい体制づくり、これもやはり目指していくべきだというふうに思うわけでありますが、その点についてはいかがかということでもあります。また、主幹級についてはどのように考えられているのか。ですから、こうしたことは、ポストを多用するポスト対応ではないかというふうに思うのは、だれしもが思うことではなかろうかということでもあります。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、主幹級の取り扱いといった御質問でございますけれども、現在も課長、また、そして専門的な部分、例えば介護ですとか、そういった部分につきましては専門的な知識も必要になってくる部分がございます。そうした中で、主幹という職によりまして、そういった職員の方々に処遇させていただいているというような部分は確かにございます。

また、女性の職員につきましては、主幹という方もおみえになりますが、課長補佐という職で今活躍をさせていただいている職員も多数いるわけでございます。こうしたことの中で、やはり今、議員申されましたように、職員の育成ということは当然図っていかねければなりませんし、また、先ほど申し上げましたように、より専門的な部分で事に当たっていただきたいという方々につきましては、これまでどおり、やはり主幹という

ポストは必要ではなかろうかというふうな考え方は持っております。全体的なポストということは、先ほど来から申し上げておりますように、限られたポストでございます。そうした中で能力というものを判断させていただいて、適材適所というものを考えていきたいというふうに考えているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の条例の一部改正でございますが、行政サービスの向上等、あくまで住民の目線に立っての組織機構改革だというふうに言われております。今回は2部3課の増設となります。11月13日の総務委員協議会資料の中には、今回の部課の増設に伴って、グループ編成は課内で協議検討の上、決定するという旨の資料がございました。今回のグループのほうはどのような編成の考えであるのかどうかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 各グループの関係につきましては、基本的には課長権限の中で、その実態に合わせてグループを設けていくといったような考え方でこれまでも当たらせていただいているということでございます。今回につきましても、この組織というものを今これで御審議をお願いしているわけでございますけれども、この組織体制が固まったということになれば、その段階におきまして、先ほどの丸山議員のお話ではございませんけれども、やはり人事という一つの考え方もこれから進めていく必要があるわけでございます。そうしたものを具体化していくということでございますので、グループのこういった形というのは、それまでの部分について、詳細はまだ固まっておりませんので、その辺につきましては御容赦いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○13番（丸山千代子君） 今後、課長権限の中で考えていくということでございます。グループの名前も本当に住民の方が一目でわかる、このグループはこういうことを住民のためにやっているグループなのだとすることがわかりやすいような、そういうことも考えていただきたいというふうに思っております。

次に、男女共同参画社会の推進の件でございます。

今、窓口は生涯学習課が担当して推進をしてくださっております。ことしの12月2日の男女共同参画イベントの講演会でも男性の参加も多く、満席で、主催者はもちろんのこと、この窓口の担当も十分頑張ってくだった成果だというふうに感じております。しかし、愛知県のNPO法人のウィル21フォーラムがまとめましたあいちジェンダーエンパワーメントランキング2012の女性議員率のランクだとか、あと、機関率のランク、委員率のランクを総合しての女性参画の総合点ランキングというのを県内の市町村別に公表をしております。幸田町は、県内54市町がありますが、その中で38番目と昨年より低くなっている現状でございます。また、現在の審議会等の女性委員の登用率も18.9%というふうに下がっておりますし、やはり男女共同参画社会を進めていくためにも、私は町長部局のほうが良いのではないかなというふうに考えている一人でございます。

この提案は、さきの9月定例会のときにも一般質問させていただきました。そのときの答弁は、組織機構改革の中で検討するという旨の答弁でございました。今回の組織機構改革の中でこれが検討されているかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 男女共同参画の関係につきましては、これまでもいろいろな場で御指摘もいただいていたところでございます。他の市町村におきましては、市民部のほうで扱っているところ、さまざまところが若干ありますけれども、基本的には、私どもとしては、今回の機構の改正にあわせて、男女共同参画につきましては、今、お話がございましたように、町長部局のほうで考えてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 中根秋男議員ほど元気にやれませんが、負けないように進めていきたいと思っております。

今回、それぞれ皆さんが今、指摘をされたように、組織が肥大化するのだと。6部24課から8部27課に2部3課ふえると、提案はこういう内容です。11月13日の総務委員協議会で総務部次長は、「コンパクトでわかりやすくなりますよ」と。それは、13日の協議会の中のここに書いてある。書いてあることをそのまま読んで、それでよしとするのは朗読会だと。これは、私は一貫して申し上げている。

したがって、なぜコンパクトになるのか。今まで総務部長の説明は、一つの部の中に五つも六つも課があったから、それを細分化したと。それで、わかりやすくコンパクトだよと。それは役人の判断でしょう。違いますか。なぜコンパクトか。まずそこら辺の説明答弁を私は次長にやっていただきたい。総務部長ではなくて、総務委員協議会であなたが説明をし、私も質疑をしてきたけれども、どうも歯切れが悪く、消化しきれない私があります。したがって、きちんと説明をいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） これにつきましては、総務委員協議会、11月13日のときに議員から御質問をいただいた件でございます。資料の中には、コンパクトという形での記載をさせていただいております。確かに、部と課につきましてはそれぞれ2部3課ふえるということでございますけれども、ただ、その中で、先ほど総務部長のほうも話がありましたように、従来ですと総務部につきましてはそれぞれ6課担当していたわけですが、今回の関係で企画部は3課、総務部は4課という形で、それぞれコンパクトになったという意味で考えているという内容でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、先ほど申し上げたとおり、一つの部の中に六つもあったと。それを四つにしました、三つにしましたと。それはコンパクトになりましたよと、こういうことですね。ここの11月13日の協議会資料にもありますように、これはずっとつながっているわけです。「コンパクトでわかりやすい組織としました」と、こうな

っている。前段はコンパクトだよと。それはあなた方の視点だ。役人の視点だ。わかりやすくなりましたよというのは、住民の視点からどういうふうになりやすくなったのか。こういうことですよ。そこで、窓口に来る住民の皆さんがどういう聞かれ方をしているのかということをおあなたに答弁いただきたい。

ある住民の方が企画課に用事があったとしますよね。その人が、「総務部の企画課はどこですか」と言って聞きますか。「健康福祉部の住民課というのはどこですか」というふうに部を挙げて、まず部を言って、それから課はどこですかという聞き方をしますか。聞く相手をだあっとふやしていけばますますわかりにくくなる。そして、24課から27課に三つも課やふやせば住民にわかりやすいなどというのは手前みそだ。ですから私があなたに答弁を求めるのは、住民の皆さんが窓口に来て、「私はどこへ行こう」と言ったときに、まず部を挙げて、その部の配下の中に課があるという、そういう何々部の何々課で、「私はどこに行けばいいのですか」と、こういう聞き方をしていますか。

○議長（池田久男君） 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（大竹広行君） 確かに議員言われるように、住民の方がそのような形で、何々部の何々課というような形で聞かれるということは少ないと思います。

「このような仕事はどこでやっているのか」とか「何々課に行きたい」というような形で住民の方がお聞きするというほうが多いかというふうに感じております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言われるように、住民の大半の人、その人は、例えば、「土地改良はどこですか」と、あるいは「教育委員会はどこですか」と。あなた方は、「教育委員会だって幾つもある」と言って対応するか。「教育委員会のどこですか。生涯教育ですか、学校教育課ですか」と。住民の人は町の組織がどうなっている、こうなっているという、部があって、課があってということではなくて、「私の行きたい課はどこか」という、こういう聞き方ですよ。その方に対してあなた方が対応するということで、住民にとって、部がふえて課がふえることがなぜわかりやすいのか。つまり、あなたの答弁のように、住民の目線に立った組織改革ではないということなのです。次に移ります。

これからは部長で答弁をいただきたいということですが、人事政策という形の中で、県下の6万人以下と3万人以上の関係の資料を出していただきました。この中で、表の見方という点でいけば、現行制度ということですよ。しかし、これは24年の4月1日現在ということです。ですけれども、今議論をしているのは、幸田町からいけば、25年4月1日ということになりますから、尺度が違う中で議論していてもしょうがないということですが、要は、13市町が載っております。

こういう中で、今議論しているのは、来年の4月1日以降、どういう組織に幸田町がなっていくか、こういう視点で見ますと、まさに8部以上は、みよし市、常滑市、新城市、そして蟹江町、これだけです。ということは、組織を肥大化する。なぜ組織を肥大化しなければならないのか。それは、先ほど丸山議員も指摘をされました。後ほどの議案の関係でも申し上げますけれども、幸田町が急速に職員数をふやしてきたのは昭和50年、もう少し言えば、昭和49年です。そういう中で、だんご状態にだあ一つと採用

して、今年度末で部課長級が早期退職を含めて13名程度。肩たたきをされたか、されな
いかは知らない。ポストを明け渡してしまうわけです。もったいないな。定年前にポス
トなどを明け渡すなどということはもっともだとして、いわゆる部課長クラスが13名
程度一気におやめになる。そうしたときにポストがみんなあくわけです。ポストがあい
て、さらに2部3課のポストを増設する。それが組織改革と言えますか。まさに論功行
賞です。

論功行賞とは何ぞや。町長の言い分に従って、「よっしゃ」と言って、住民の目線が
どうだ、こうだというよりも、町長の目線を気遣って、一生懸命働いた人間が論功あり
と。その論功に応じて功績も与えると。そのためのポストが部課長クラスの13名程度の
ポストではもう足りない。いわゆる組織改革という名をかりた人事政策だと。これは
はっきりしているでしょう。はっきりしているけれども、あなた方がなぜそれを明言し
ないのか、そういうことも含めた形の中で答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 何をもって論功行賞ということになるか、私は今、まだ意味を
把握ができないわけでございますけれども、確かに今回、私も含めてということでござ
いますけれども、来年の3月をもって多くの幹部職員が退職を予定されております。そ
うした中で、それが論功行賞による今後のポスト対策ではないかといったような御指摘
でございますが、今回の関係につきましては、あくまでもやはり組織の見直しというこ
とをまず考えさせていただいているということでございます。人事の関係については、
今回、それぞれ該当の方々がそれぞれの御事情の中で早期退職をされるというような結
果となったということでございまして、それについて、今、論功行賞ということは私と
しては若干ニュアンスが違うかなというふうに思っております。あくまでも、この組織
改革と退職される方というのは切り離して考えていただきたいなというふうには思いま
す。よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたのような答弁こそ、町長が最も大事にしたい職員です。論功
ありと。そういう人間が……。まあ、それ以上のことは言わない。まさに論功の論とは、
だれにとって論功なのかという視点、先ほど言ったように、住民の目線なのか、町長の
目線なのか。町長に一生懸命、俗に言う、ごまをすって茶坊主をやれば、論功で、「よ
っしゃ」と言って上げてあるわけです。まさに論功行賞というのは何ぞやというのはそ
うなのです。時の権力者が、その権力のもとに職員を支配するための道具が論功行賞
であって、その論功行賞を実現するために組織を肥大化していく、ポストをつくってい
く。こういう政策のもとで、それをあからさまに言うてはいけないから組織改革だとい
う美辞麗句に隠しているだけのことでないですか。こういうことを私は申し上げてき
た。

11月13日の総務委員協議会で、副町長も人事政策なしとは言えないと、こういうこと
を言われた。それならそれできちんと言えればいいのですよ。オブラートに包んで、言
いたいけれども、のどのところまで来ているけれども、後で雷がと。雷どころでは済まな
いわけです。何が落ちてくるかわからないから。天中殺でやられてはたまったものでは

ないと。こういう構えた形の中で議会対応される。しかし、その議会対応されても、衣の下からよろいがちらちら、ちらちら。ちらちらというよりか、ばさっと見えているわけです。そうしたときに、なぜ素直にそういう対応をしないのか。「組織改革もそうでございます。しかし、今の職員の年齢構成、人事から見たときに、勤続年数や年齢に応じた処遇は必要ですよ」と、なぜそれが言えないのか。

組織改革だということばかり言っている、ここでは、例えば、幸田町議会の中では通用したとしても、幾らあなた方が口酸っぱく言っても、住民の中にはそういう目線では見てもらえないですよ。「また働かない職員がポストでぬくぬくしているところをどんどん、どんどんふやすのか」と。こういう視点、観点で住民が見ておられる。それが住民の目線だといったときに、その目線も一切考慮せずに、組織改革なりと言ってもだめなわけです。

そうしたときに、現状、幸田町職員の定数と職員の中における年齢構成、勤続年数、そういうものを考慮したときには一定の組織改革という名前もいいでしょうよ。いいけれども、人事政策、つまり、「ポストにつけて処遇しなければならない職員がたくさんいますよ。これはわかってもらいたい」ということがなぜ言えないのかということですが、内部事務を統括する副町長、答弁をいただきたい。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） まず、今回の組織改革で企画部を設けると。そして、住民こども部も設けるということでございます。幸田町は人口が伸びております。西三河の中でも9市1町ということで、決して市を目指しているわけではございませんけれども、やはり1町となったときに市との交流。今まで町であった同士の交流が一切絶えてしまいました。情報交流がほとんどなくなってしまって、職員のほうから情報をとりにいくということがなかなかできにくくなりました。こういった、予算が今後ますます厳しい中で、職員が予算にないことはしなかったり、予算がないからできませんというような時代の中で、やはり住民の方は納得しないと。予算がないからこそアイデアを出していくということで、やはり近隣の5万人規模の市でも企画部、総務部、必ず両方あります。そういった意味で企画調整、先ほどありました女性の参画、それからいろいろな、これから総合計画、土地利用計画、地域ごとの駅を中心とした周辺の計画を住民と一緒にしていくと。町の景観資源をどう生かすかということについても、やはり企画部門、企てる部がどうしても必要だということで、これは悲願でございました。

そして、もう一つ、住民こども部でございます。これは、健康福祉部のくくりの中では、やはり子育て支援だとか、町長が公約として掲げておられる窓口のワンストップ等について、わかりやすい形で示していくと。少子化の中で子育て支援が非常に重要になっていったときに、やはり「こども」という表現を政策的に出していきたいなという意思のあらわれでございますし、ワンストップ行政を行うに当たって、当然、住民をどのように誘導していくかという視点で部を誘導するかということについても主な力点でございました。

それが第一でございますけれども、もう一点、伊藤議員の言われましたように、今回の組織によって肥大化というような御指摘もございました。私としては、やはり職員が

年を重ねるごとに能力を上げていく、知識を高めるというのは当然でございますので、年齢の高い職員ほど能力はあってしかるべきだし、やはり退職間近等を控えても、やはり町民のために尽くしていくというような視点で大いに能力を発揮していただくようなポストづくりというような視点でも能力の高い職員が非常におられますし、主幹級におきましても、まだまだそういった主幹ポストではなくて、課長ポストで活躍するような部局が当然必要なことが多々ある場面が多くなっていくということで、企画部、それから、住民こども部等の展開の中で、ますます職員がモチベーションを高めるような組織になっていくのではないかなということで、ぜひ期待していただけたらなということでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これ以上の関係は、たまたま総務委員会に付託をされるので、その中でさらに詰めていきたいというふうに思いますけれども、基本的には、組織改革という名で人事政策、つまり職員対応をさせる、職員登用を引き上げていきたい。それとあわせて、引き上げるに当たってはポストが足りないから、組織改革という名前で2部3課をふやしたと。これがその真相だということでもあります。

あわせて、組織の肥大化で意思決定が早くなる。どういうことなのか。組織を肥大化すると意思の決定が早くなる。例えば、11月13日のこの組織図の関係を見ましても、部がたくさんふえて、その部の配下の中の課は少なくなりますよ。それは確かです。ですけれども、意思決定がなぜ早くなるのか。今の関係で、例えば総務部を例えます。総務部には6課あります。6課あると、我先だ、我先だとみんな肩ひじ張ってしまって、「私のほうが先にするから決済を起こせ」と言ってやっていますか。部長、それほど押し行政が忙しいですか。そうではないですよ。意思決定が早くなるどころか、あちらの部だ、こちらの部だと遅くなるわけです。そういうのを、白を黒と言いくるめるといふ議論になります。

こういう形の中で、総務部ばかりの話、あるいは企画部ばかりの話ですが、そういう問題も一つあるということと同時に、企画部になぜ企業立地課が入ってくるのですか。ここに入ってくるのは、私は財政だと。財政が、町長が盛んに言われる、「町の財政、先行き見通しが無い」。先行きの見通しがあるような自治体など、どこにもないわけです。ですけれども、口が悪くて申しわけないですが、総務部というのは雑貨屋です。総務部になぜ財政が、財布を握っているところがなぜしたのか。企業立地課ということの位置づけの問題もでございます。

それともう一つは、こういう形の中で見逃されてはいけないと思うのは建設部。建設部の中で区画整理課が新設をされた。三つの区画整理が同時進行で入ってきている。それに対応するために、「まあ」と言ってやられるけれども、今までこういうものは幾らでもあったわけです。そうしたときに、区画整理事業の中で幸田町に欠けている視点は何か。定住化を促進する、そういうことをしてこなかった。では、この区画整理課を新設して、三つの区画整理地域における事業が順調に進捗するようにという形の中で後ろをたたかただけです。しかし、肝心かなめの町の政策として定住化を促進する、そ

ういうことを中心とした区画整理課であるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、財政を企画になぜ入れなかったのかということですが、まずけれども、一般的によく言われますのが、人と、それとお金。先ほど御質問にもありましたが、やはり余り権力を集中させるということはどうかなというようなこともありまして、財政と人事というのが結構分かれるということが非常に多うございます。

そういったような視点もございまして、あくまでもやはり企画と、今回は、人事というものがついてくるわけですが、企画と財政という部分、それと税務との絡みもございまして、そういった財務部分との調整ということで、今回は企画と総務に分けさせていただいたというような経過がございます。

それから、企業立地課はなぜ企画部なのかということですが、やはり、先ほど町長からも答弁がございましたように、もともとは企画から枝分かれをしたような課だということですが、今後の土地利用、またそして、将来的な町の企業立地、企業誘致、そういった関係の中でそういった感覚というものをどういうふうに進めていくかということは、やはり企画とも連携を保ってやっていく必要があるではなかろうかといったようなことで、企画のほうに一緒にさせていただいたようなことがございます。

また、建設部の区画委託料の関係でございますけれども、やはり、議員おっしゃられますように、定住人口をふやしていく、これは町としての考え方の一つ、町長も盛んにそういったことはコメントをされておられるわけですが、定住人口をふやすことによってさまざまな人が交わり、そして、財政的な部分も税金を落とさせていただくというようなこともあって、いい面での相互的な作用が働くではなかろうかといったようなこともございますので、そういったものに期待をしながら、今回は区画整理というものを新たにつくって、そのことに当たっていただく。期待を込めてそういった対応をさせていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第50号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時03分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第51号議案の質疑を行います。

4番、鈴木雅史君の質疑を許します。

4番、鈴木雅史君。

○4番（鈴木雅史君） 現在、国民、町民ですけれども、町民の目は公務員の数に対して厳しい見方がされていると思います。このような状況の中で、今回、定数増を行うことに対して、町民に対する説明はどのようになされるか、お伺いしたいと思います。

それと、定数の査定にあって削減する部局があるのかどうか、そこら辺も検討されて

いるのかどうかもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回、定数をふやさせていただくということでございますが、私どももそういった面でのふやすことに対する抵抗があるということは重々承知をさせていただいているところでございます。ただ、4月1日現在で職員定数が332名、実人員が318名、余裕人員は14名となっておりますけれども、例えば、町長部局で申し上げますと、定数は237名、実職員が234名、現在3人の余裕ということでございますが、この中には派遣をする職員、こういった者が5人いるわけでございますが、こういった者は現在、この定数の中にはカウントいたしておりません。こういった関係でいきますと、2人が定数オーバーになってしまうといったような状況もございます。場合によっては町へ復帰ができないというような異常事態ということにもなるわけでございます。また、保育園におきましては、以前からこれも御指摘をいただいているところでございますが、嘱託職員によるクラス担任、こういったものの解消ということも課題となっているところでございます。

それから、先ほどからお話が出ておりますように、大量の退職者への対応、こういったこともあるところでございます。その他、再任用制度とか、いろいろなそういった課題もあるわけでございますが、こうした中で、私どもとしては何とか最低限、こういったような形で将来を見据えた形での定数のあり方というものを考えさせていただいたということで御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、定数の査定に当たって、削減する部局があるかということでございますが、この関係につきましては、教育委員会が今回減ということでございます。この関係につきましては、以前、ハピネス・ヒル・幸田の指定管理者制度の導入、それと、その関係に伴いまして施設管理課職員を引き上げたというような結果がございます。また、あわせまして用務員の非常勤化を図った。こういったようなことによりまして、定数28名に対しまして実員21名、7名の増ということでございまして、その関係につきましては、定数上の人員を2名ほど減らしていただくというようなことで当面の措置をさせていただくという予定をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それで、町長部局職員の定数増加では、いろいろな部の中で保育士の増ということを言われておりますけれども、この増の考え方ですけれども、どのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 保育士の処遇改選というのですか、そういった関係につきましては、先ほども申し上げましたように、嘱託職員によりますクラス担任の正規職員への切りかえ、こういったものを考えていきたいというふうに思っているところでございまして、一度というわけにはなかなかまいりませんので、段階的に職員構成のあり方、こういったものも含めまして、段階的な切りかえを図っていきたいというような計画で今いるところでございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） 保育園のほうもあるのですけれども、ほかの部局の中で拡大するような定員の増ですね。ここで考えているのは保育園以外ではどのように考えてみえるのか、そこら辺もわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 町長部局以外につきましては、この定数の関係につきましては、きちぎちの定数管理というのは基本的に人事のあり方として適当ではないというふうな考え方を持っております。こうしたことから、突発的な事態ということもあるのかもしれませんが。そうした場合に、個々に条例改正などをお願いしていくことはなかなか難しい部分もございますので、今回につきましては、例えば議会事務局につきましては3名、現在職員がいるわけでございますけれども、1名、定数枠として確保させていただき、また、監査につきましては、これは実際には兼務を解くというような形で機能強化を図るわけでございますが、そうした部分での関係、消防本部につきましては、これは消防の整備計画に基づきまして、将来的な計画に基づいてふやさせていただき。こういったようなことで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次に、今後の実人員の展望の関係ですけれども、要求資料が出ておりますので、若干この説明をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本日配付をさせていただきました職員の採用計画の関係でございますけれども、これは、先ほど申し上げましたように、若干の定数の幅を持たせていただく中で対応させていただきたいと。これはあくまでも予定ということでございますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。

定年退職者、例えば、24年度の末でいきますと2名、25年度末でいきますと12名というような形でございます。この中には、当然勸奨というものが、これはそのときによって状況が異なってまいりますので、ここにはそういったものは加味いたしておりません。その後、その右のほうに行きますと、定年退職者に伴います職員の採用計画ということでございますけれども、これも以前から申し上げているところでございますが、こういったたくさんの方が場合によって退職をされるということにつきまして、例えば消防の関係でいきますと、昭和51年でしたか、消防の組織を設けたときに大量の職員が当然必要になって、一時的に雇用させていただいたということでございます。どうしてもそういったときにだんご状態な職員構成になってくるということでございます。

やはり人事構成というものも平準化を図っていくということが、人事配置上、非常に適当であるということは、これは、人事担当としては、そういった状況が望ましいということは御理解いただけるかというふうに思います。

こういった状況の中で、こういった増減数は、今、示させていただいているわけでございますけれども、最終的に平成33年度末で293名ということでございまして、定数枠は消防を除いて300名ということでございますので、7名ほど余裕があるわけでございます。こういった点が将来に向けた定数の若干の余裕を見させていただいているところ

ということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） ただいまの説明の中で、この資料をいただきましたので、今後、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（池田久男君） 以上で、4番、鈴木雅史君の質疑は終わりました。

次に、2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 消防体制についてお聞きします。

まず、2点まとめてお伺いいたします。

1番目としまして、消防本部及び消防署の職員を10名増員する予定ですが、今後の年度別の増員計画が決まっていたらお答えください。

2点目としまして、町内の大企業が消防にも協力してくれるので、それほど増員しなくてもいいのではないかと思います。どことどの企業が協力してもらえるのか、また、協定を締結しているのか、お答えください。

以上、2点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） それでは、お答えさせていただきます。

今回10名をお願いしております、現在員が50名、実員も50名でございます。それを60名という計画を立てております。この計画につきましては、ことし3月に策定いたしました幸田町消防整備計画の基本計画に沿っておおむね実施を考えているところでございます。新規採用と退職者を相殺しております60名と考えております。

計画としましては、来年度から、25年度から29年度までが新規採用ですが各4名で20名、30年度、31年度は各3名ずつで26名、そして、32年度が1名の、新規採用としては計27名であります。この間に17名の退職者がおりまして、総員として32年度をもって60名と。あくまでも計画でございます。人件費は莫大な費用を要しますので、そういった形の中で多少変化するかと思いますが、32年度をもって60名体制という形をとらせていただくことを考えております。

それから、確かに大企業、火災現場におきましては協力をいただいております。火災につきましては消防署と団で可能としておりますが、事救急対応につきましては、御存じのとおり、ただいま救急車とポンプ車が出ていくような体制もあります。これにつきましては、3回に1回ほど出ております。そして、2次出動、3次出動と。2次と申しますのは、1次が行っている間に次の119番。3次というのは、行っている間に3次ということもございます。先ほども言いましたように、ポンプ車と救急車がいきますが5名ないし6名出ていきます。同時に2次がありますと10名等々が出ていくような状況にあります。1年におきましては4次ということが二、三回ございます。これについては岡崎消防にも依頼しているような状況でございます。そういった中で、事救急対応につきましては、増員というのはやむを得ないことと御理解いただきたいと思っております。

それから、町内には確かに消防力を持っているところがございます。デンソー幸田さんとデンソー西尾さんにポンプ車が各1台あります。これにつきましては、消防防災応

援協定を交わしております。この中身といたしましては大規模災害用の応援を主としておりますが、実動実践が少ない面もありまして、火災現場にお越しにいただいていることはあります。

そういった面で、定数につきましては、今言った救急対応の面が非常に強うございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（池田久男君） 2、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 職員定数の増員に当たって、達成計画の年度末の資料は出させていただきました。それに基づいて質問をしてみたいというふうに思います。

今まで行革によって定数削減が進められてきておりました。こうした職務を進めていく中で、やはり職員が少なくなった分の仕事を臨時職員対応で進めてきたわけでありまして、こうした状況が、いよいよやっていけないという状況になってきた。こういうことで職員定数をふやす、こういうことで今回の条例改正が出されたのか。その点に立って、まず伺いたいというふうに思います。

それから、次に、町長部局、これが18人を増員する計画でございますけれども、この資料の中にもございます、3番目にあります担任嘱託保育士の正規職員化を図る。それで保育士の採用を増加するということが主なものであるというようなことも説明も受けたわけでございます。保育士の確保もそうでありますが、保健師等の配分も採用がなかなかいかないという中で、健康の町・幸田を進めていく中におきましても、町民の命と健康を守る、これも非常に大事な住民サービスの一環でございます。そうした中で、保健師の配分というものはどういう計画になっているのか、この点についてもあわせて計画をお聞かせいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） これまで定数というものを、他の市町と同様でございますけれども、人員のあり方、経費削減、いろいろな部分の関係の中から定数というものを非常に抑えてきたということは御案内のとおりでございます。そうした中、私どもとしても、その行政需要にこたえていくために非常勤の方々を雇用させていただいて、その対応に当たってきたことは、今、議員御指摘のとおりでございます。私どもとしては、今後、余りにも非常勤の方々が多いというような状況の中で、特に以前から御指摘のございます保育園職場、こういったもののあり方というものを考えた中で、以前には民営化というような話もあるわけでございますが、国のほうのいろいろな関係の中で民営化もなかなか事が進まない、こういった状況の中で、やはり職員が預かった子供さん方への責任ある対応ということを考えた場合には、最低限、正規化を図っていく必要があるではなかろうかといったことで、今回、こういったような対応をさせていただいたということでございます。

それから、保健師の関係でございますけれども、今回、保健師の関係につきましては、現在、保健師の増ということは今、考えてはおりませんけれども、今後の状況の中を踏

まえて、場合によってはその状況を見て判断をしてまいりたいということでございます。来年度につきましては、1人、補充という関係でございますけれども、そういった雇用というものを今、予定させていただいているところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 小泉改革によって集中改革プランで職員削減が押しつけられてまいりました。そういう中で、臨時職員の増大ということがあって、これからの人口増に対応していくためにも、もうこれ以上は削減ができないという状況の中で、これから定数増を図りながら、住民サービスの向上をとという形の中で今回提案されているわけでございます。

それで、今回の職員増による人件費があるわけですが、今までは人件費を削減する、さらには民営化を図る、そして、その民営化の一つの手法として指定管理者制度を導入する、こういう中で人件費削減を図られてきたわけでありまして。しかしながら、今回、どうにもこうした対応ができないという中で18人を増していく。こういう中では、この人件費の関係についてはどう見込んでおられるのかということでございますが、その点についてはどういう計画になっているのかと。この関係につきましてもお伺いしたいというふうに思います。

また、一般質問でも再任用制度の活用についてを質問してまいりましたが、この職員の増については、これは、再任用は含まれていないわけでありまして。この再任用制度の活用についてはこれから考えていかなければならないというふうな答弁をされたわけでありまして、いよいよ再来年度から、こうした対応が迫られてくるわけでございますので、そのようなときがあったときに、この定数増だけではなく、またさらに、この再任用についても考えていくということからすれば、これは定数枠で考えられるのか、それとも定数外で考えられるのかどうかということでございます。

若い職員も同時に採用していかなければならない。こういう中で、再任用職員が新規採用の数を減らさない、こういう取り組みも必要であります。ですから、そうした関係で、この再任用についてはどのような計画をしていくお考えなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、人件費の関係でございますが、年度別に今、こういった採用計画をお示しいたしているわけでございますが、1人雇用いたしますと生涯賃金の関係でいきますと、以前は3億円ぐらいというような話もありましたが、今の給与水準から考えた場合には、当然それよりも多いのかなということも思うわけでございます。そうしたことを考えた場合に、非常にこの財政面の今置かれた状況というのは非常に厳しい状況の中で、将来的なそういった職員増に伴っての影響というものは大きなウェートを占める部分がございます。こういった観点の中から、以前ですと定数的に非常に絞り込んだ形での定数改正というものをやってきた経過もあるわけでございますけれども、今回は若干弾力的な意味で、総枠的な形の中で、こういった定数をお示しさせていただいて、状況を踏まえながら弾力的に人員増ということも考えていかなければならない、そういった時代ではなかろうかということをおっしゃっているところでございます。計画とい

うことで、今回は、今、お示しをさせていただいておりますが、当然今、議員が御指摘いただきますように、財政的な部分との兼ね合いというものは慎重に考えていかなければならない事項かというふうに理解をいたしております。

それから、再任用の関係でございますが、さきの一般質問にも御質問をいただいたわけでございますが、国家公務員の関係、またそして、今、民間につきましては、おおむねそういった制度というものが定着しつつあるというようなお話は聞いているわけでございますが、地方公務員法の改正につきましては、さきの国会では提案ができなかったということでございます。今、選挙の真っ最中でございますけれども、選挙が終わって、新たなまた国会が招集をされる中で、また地方公務員法の改正ということで再任用制度が多分国に準じた形での提案になろうかと思っておりますが、そうした中で、短時間勤務の場合ですと定数枠から除外ができます、普通のフルタイムの場合につきましては定数に含まれるというような規定になっているようでございます。そうしたことを考え、また、職員の意向というものを十分尊重しなければならないというような規定もございます。そうしたことの中で、可能であれば、なるべく定数外で雇わせていただくのがありがたいわけでございますけれども、中にはやはりフルタイムで働きたいという職員もございますので、先ほど7人ほどのまだ定数枠の余裕があるというようなことがございます。この中で若干運用をさせていただくような考え方で今、思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 新規採用に伴って3億円というふうにおっしゃいましたけれども、これは採用から退職までかかる経費ということで理解してよろしいかということでございます。

それから、私が質問をしたのは、この職員の増員計画に伴って人件費がどのように毎年増加するのかということでございますが、それについて、どういう計画的な採用を行っていく、また、財政面とはどのような兼ね合いで対応していくのか、この点について、毎年順次、採用して職員の定数をふやしていくに伴って、毎年どのくらいの人件費増を見込まれるのかという、その点での質問でございますので、よろしく願いいたします。

今現在、一度に大量の職員を採用すると、当然大量退職というのが見込まれるわけでございますが、幾ら勸奨退職があったとしても、その大量退職というのは免れないわけでございます。

それで、さらにそうした退職補充をかけると、またこれが、その年度によってはだんだんご状態になっていくというのが続いていく、将来にわたってこれがまた響いてくるわけでありまして、そここのところをやはり改善しなければならないということでございますが、そうした計画的な配置というものはどのように考えられたのか、この採用予定の中でお聞かせいただきたい。

保育士の配置計画でございますけれども、これは、本庁における職員数でございますので、この関係におきましては保育園の増減というものについては全くなされてないわけでございます。この保育士職場において別に増員計画、これを出していただけるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほど私、3億円というような数値を申し上げたわけですが、これは生涯賃金ということでございますので、採用してから退職までにおおむね、今、どのぐらいになるか正確には把握はいたしておりませんが、以前から、そういったような金額の話が出ているということでございますので、それに基づいて参考に申し上げたということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、今回の再任用計画に基づいた人件費の状況ということでございますけれども、申しわけございません。そこら辺までの試算はまだいたしておりません。この計画自体も、先ほど申し上げましたように、大枠としての将来的な状況を踏まえた形の中で、定数の増ということで今回お願いをさせていただいているところでございます。年度ごとにそういった動きということも出てきようかと思っておりますので、今回はまだ試算ができておりませんので御容赦いただきたいと思っております。

大量に採用した場合に、当然、この人事の構成というものが非常にいびつになるといいますか、そういった部分もあるわけですが、今回のこの採用計画の中でいきますと、前半の部分につきましては退職される方も非常に多いわけですが、毎年退職補充、また、そして毎年10人程度の採用というようなことも考えているということで、その前後におきましても、その定年につきましては状況が前もってわかるわけでございますので、その辺の平準化を図りながら、前もって雇わせていただく、また、事後におきまして、その部分をならしていくといったようなことは考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

保育所の関係でございますが、現在、11クラスだったかと思っておりますけれども、今、クラス担任が担当していただくわけでございます。この関係についての資料につきましては、追ってまた提出をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この人件費の増でございますが、職員を増員すると当然人件費がふえるわけございまして、その人件費が基準財政需要額に反映されるわけでございます。そうした点からすれば幸田町の財政力指数にも影響してくるわけでございますけれども、そうした見込みについては、非常に税収が落ち込む中で、町長がおっしゃったのが、来年、再来年は非常に厳しいという中で、幸田町の財政面についてはどうなるのかと非常に心配をするわけでございます。そうした中では見込みとしてはどのような考え方でこうした定数条例の増員計画を出されたのかと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 御指摘のとおり、先ほど申し上げましたように、非常に町の財政というものも先行き不透明な部分が非常に大きいわけございまして、そうした中で人件費の占めることによりまして影響というものも心配されるところは御指摘のとおりでございます。私どもとしても将来的に職員の手当だとか、そういったものの見直し、こういったことも場合によっては考えていかなければならないときも来るのかなということも思っているところでございます。職員も頑張ってくれているわけござい

すので、そうした中で、なるべくならば職員に対して影響が及ばないような形も考えていかなければならないわけでございますけれども、全体の町の財政的なことを考えた場合には、そういったことも場合によっては考えざるを得ないといったような時期も参るのではないかなということも今、心配をいたしているところでございます。先ほど申し上げましたように、まだ試算ができていないという部分がございますので、大変申しわけないですが、こういった答弁で御容赦いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 定数をふやして組織も大きくなって来る、そういう中で働きやすい環境づくり、こういうのが一番大事であります。知識を身につけた職員が試験を受けて採用されてくる中で、やはり働きやすい職場づくりというのが何よりでございますし、それが同時に住民サービスに反映をしてくるわけでございますので、そうした住民サービスの向上を図る、職員と一体となってサービス向上に努める、こういう職場体制づくりを進めていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてのそうした環境づくりという点についてはどのようなお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 職員に対する環境づくりということの御指摘でございますけれども、やはり職員の能力、例えば新規採用職員であれば、それなりの公務員としての意欲を持って町の職場に入ってきていただけるわけでございます。意欲を持った職員の気持ちというものも尊重していかなければなりませんし、常にそういった気持ちをその後も持ち続けていただきたい。そのためには、やはり研修ですとか、そういったこともやっていかなければならない。また、そして職場環境ということにも意を払っていく必要があるかというふうに思います。いろいろな部分で、職員の能力開発、そして、モチベーションをいかに保ち続けていただくか、人事担当としてはそういったものをよく考えていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 初めは教育委員会事務局の条例定数28人が26人に削減されることについての質問であります。

教育は人なりというのは、まさに教育の至言でございます。教育にかかわる人数を減らす方向は、実に町民の理解も得がたいものではないかな、得られないものではないかなというふうに私は思っております。

そこで、どの職務の職員を減らすのかということと、減らして、それで十分なのかと。多分常勤職員が非常勤職員にかわるというふうに思っておりますが、それで十分かと。非常勤職員といえば、その年の、また、そのときの判断で非常勤職員というのが採用されたりされなかったり、ふえたり減ったりするわけですので、そういった不安定な形で職員をつけていいのかなという問題が残ると思っております。

また、この問題について、教育委員会のほうは承知しているのかどうか、その点について最初にお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 教育委員会の定数、今回、2名減らしているわけですが、この関係につきましては、先ほどの質問にもございましたけれども、これまでの指定管理の関係、また、そして用務員の非常勤化を図ったことに伴って、若干今、余裕があるということがございます。今、現行定数が28名で人員が21名ということで、7名の余裕があるというようなことがございます。そうした中で、2名減らすということで、まだ5名の、まだと言うと語弊があるかもしれませんが、余裕がございます。直ちに今、その職員を減らすとか、そういったことを考えているわけではございません。あくまでもまだ定数枠としては5名はございますので、万一の場合には余裕を持たせていただいておりますので、そういった状況の中で対応していきたいという考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、教育委員会との関係のほうはどうかということでございますが、当然これは全体としての定数条例の改正ということで御提案を申し上げているところでございます。教育委員会のほうとも協議させていただいた結果ということで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 役場の職員の方々も本当に随分遅くまで働いておられて、そう思っておりますが、学校の現場も、先生たちも大変多忙な状態で毎日勤めておられます。しかも残業代なしだと思っておりますが。こうした学校現場の職員を減らすということが果たしていいことかどうか。さらに学校現場には、例えば、補助員とか支援員という形で、いろいろな形で職員をふやしていく方向が望ましいのではないかというふうに思っておりますが、そういうふうに職員をふやす方向ということは考えられているかどうかについてお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この定数の関係につきましては、あくまでも学校教育課、またそして生涯学習課、今、教育委員会には二つの課がございますが、その事務局職員ということでございますが、学校の先生方の部分の定数ということは、これは加味した内容ではございませんので、これはまた別の内容ということで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 学校職員の定数は、それはもう当然違うのはわかっておりますが、やはり町として、学校へ支援するような職員配置はないかなという質問でありますので、そのところをお願いしたいと思ひます。

それから、もう一つ先へ進めますが、町職員の増員の方向と行政改革の整合性についてであります。

保育士が増員されると。これはとても町民受けする、いい話かなというふうに私は思っておりますが、少しおかしいなと思うのは、公務員削減の努力のギブアップかなというふうに思っております。

質問ですが、保育園のクラス担任を計画的に正規職員にするという方向は、将来、未

満児クラスが充実されていった場合、その未満児クラス的全職員も正規職員にしていくのかということについて考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 学校現場の支援という部分での職員の体制ということでございますけれども、考えられるのが、今、用務員ということでございますけれども、あとはALTとか、いろいろなそういった方もおみえになるわけでございますけれども、やはり、そういった方につきましては、基本的には用務員の方については、これまでも非常勤でお願いをするというような経過で来ているわけでございますので、こういった部分については、これまでどおりの考え方でいきたいと。また、そういった臨時的な非常勤講師的な部分での者については、やはりこれは、経常的な部分ということではない部分がございますので、その状況を見まして、また教育委員会のほうで御判断いただけるかというふうに思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

保育園のほうの未満児の関係がふえてきたときに、それに対する職員も正規化を図っていくかということでございますけれども、現時点におきましてはクラス担任のみということでございまして、将来的に、その辺の職員構成ということも、全体的な部分での定数枠というものも考えていく中で、現状ではやはり、まずはクラス担任の正規職員化というものを考えていくということを前提として考えていかなければならない事項というふうに思っているところでございますので、優先順位というような形の中でお考えいただければありがたいかというふうに思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 福祉ですね、とりわけ子育て支援というものは町民の強い要望でございますので、必要なものかと思っております。現在、町の中の子供の6割が保育園に通っております。こうして幸田町が保育サービス充実すればするほど保育園へ行きたいという希望者がふえてまいりまして、私的契約者も含めて、今の6割が7割、7割が8割というふうに、どんどん、どんどん入りたいという数がふえてくると、それに対応するように、またそのクラス担任もふやさなければいけないと。そういうことが想定されると思っておりますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 今御質問の件ですけれども、幸田町の場合は、人口急増等を含めまして、さきの一般質問等もございますけれども、クラス担任もふやさざるを得ないという状況にあります。また、未満児についても同様であります。しかし、クラス担任という考え方につきましては3歳以上でございますし、クラス担任は、施設の定数枠的に限界がございますので、現状的に考えれば、委員言われるように、どんどん、どんどん、限界値までふやしていくということではなくて、あくまでも私どもとしましては、この新子育て3法のほうがどのように機能していくかということでは少し見きわめる必要はございます。そちらのほうでうまく機能すれば、民間事業者さんのほうも認定こども園等に移行されるなり、そのような形で、幸田町の中の方々も新たに移行されるか判断つきかねますけれども、幼稚園なり認定こども園等に移行されるなり、新しい補助の制度の中で小規模のほうにも補助が出るということで、そちらのほうをお受けいただくと

か、また新たな事業者が生まれるということも想定されますので、その辺は私どもの公立の部分と私立幼稚園、また、民間の小規模の保育園等をあわせまして総合的に幸田町全体の子供たちを受け入れるという形にはなっていくかと思えます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 保育園の民営化の話に先ほど総務部長が答弁されましたが、少し後ろ向きの答弁をされたような気がしております。保育園の民営化というのは町長の公約に入っていますよね。第四の誠に入っているわけですが、公約というのは、その任期中に実現されるのが公約だろうと思うのですが、ここで町長にお伺いしますが、保育園の民営化のねらいというのは、町長、どのようにとらえておられますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 保育園の民営化につきましては私が当初から話を出していることでありまして、民営化は進めるつもりでありますけれども、前回、子ども園だとか、民主党の掲げた政策が、それを待つということでは準備を進めていたのですけれども、現実にはそれが空中分解したということで、再度、これについてはまた内部で調整をしながら進めていこうというふうに思っております。

幼稚園でも保育機能を持たせた幼稚園も出てきております。ですから、そういうものも含めて、全体的に幼保一体型のものも考えたいというふうに思っております。私の任期中といたしますと、あと1年少々ぐらいになったわけでありましてけれども、前から順調に進めば、国の施策に乗ってくれば何とかできたかなと思っております。国の施策を見てまいりまして、それが十分進んでいないことにつきましては、今後もさらに進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 民営化、やはり民間でできることは民間でというのが民営化の一つの柱になっていると思いますが、これを忘れるとますます未満児保育とか特別保育、放課後児童クラブの拡張がどんどん要望に入ってきますので、もう多額の予算と職員が必要になってきますよね。その部分を幸田町の保育所は正規職員の割合が低いと。確かに悪い、低いですよね。この状態で民営化していくことが、これからどんどん職員をふやして行って、果たして民営化の方向に向いていくのかなと。幸田町の保育所の正規職員がどんどん、どんどんふえて行って、いつ民営化できるかなとなると、これはとても足かせが厳しいなと思うのですよね。ですから、幸田町が本当に民営化する方向に向いているのかどうか。

先ほどの総務部長の答弁は随分後ろ向きな答弁も聞こえてきましたが、やる、やると言っていて本当にするのか。まさに民営化しますと言いつつも、町の職員はどんどん拡充して保育所の拡充を図っております。この図っている方向と民営化の方向とは、これは逆方向だと私は思うのですよね。そういったところ、自己矛盾していないかどうか。二律背反ではないかどうかということについて、再度答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 後ろ向きでないかという御指摘でございますけれども、私どもとしては、やはり現状におきますクラス担任の解消というものをまず最優先で考えてい

きたいということでございます。確かに保育を希望される方々は非常に多くなって、特にまた未満児の皆さん方がふえているということは所管のほうからもお聞きをいたしているわけでございます。そういった部分につきましては、やはり先ほど来、これもお話が出ておりますように、町の施設というものも限られているわけでございますので、そうした中で民営化、もしくは新たな民間によります保育園なり、幼稚園なり、こういったものの例えば誘致ということも一つ考えていかなければならない事柄かということも思うわけでございます。

今、町長からもお話がございましたけれども、国のほうの政策というものが認定こども園、それから今現在、総合こども園でしたか、いろいろ呼び名は変わってきているわけでございますけれども、その取り扱いがうまくまとまるのかなと思っておりましたら、それがなかなかまとまらない。国の状況というものが本当に右往左往、何か市町村のほうも振り回されたというような感じもするわけでございますけれども、こういったものが今回、各市町村のほうも、これからどういう形で進めていかなければならないか、もう一度これを再検討するときではなかろうかというふうに思います。人事体制については健康福祉部のほうともよく調整をしながら判断をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今の答弁の民営化の話は、平成18年から同じことをずっと言っておられますので私もよく聞いておりますが、問題は、保育士さんの正規の職員をいっぱいふやして、では、いつ民営化できるかと。民営化すれば、その保育士さんは要らなくなってしまうわけですよ。そういったときにいつ民営化できるのかなと。その部分なのです。民営化したときに、もう保育士さんをどうするのだと。採用した保育士さんをどうするのだという部分が残るものですから、その部分の兼ね合いをどう考えておられるかということについて答弁をいただきたいということでございます。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 現在の保育園におきます保育士の正規職員の割合、先ほど議員おっしゃられましたように、25%ぐらいだったと思いますけれども、そうしたことの中で、今回の嘱託保育士の正規化、こういったことを考えた場合でも、まだまだ正規化というのは非常に低いレベルかというふうに思います。そうした中で、すべての町の施設というものが民営化していくということでは決してないかというふうに思います。職員の中で、仮によくあっても半分かなというふうなことも思うわけでございますけれども、段階的に民営化がもしできるのであれば、そういったことの中で職員というものも、若干のそういった非常勤の方々もおみえになるわけでございますので、そちらのほうで使っていただくとか、いろいろなやり方はあろうかと思えます。そういったものを今後具体化していく、もう一度、計画というものを練り直す時期でもあるかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） もう際限なく保育士さんを正規職員に変えていくということが民営化と逆行するのではないかという私の質問でございます。どこまでするのだと、どのレ

ブルまで、何%まで正規職員にするのだという部分をきちんと出していかないと、まさにそのところで最後に自分で首を絞めることになると思いますので、その点について、きちんとした計画があるのかないか、今後また計画をするのかどうかについて答弁をいただいて、質問を終わります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 保育園の職員の採用につきましては、先ほどから申し上げているように、クラス担任をカバーするというので、これを全部となると、ことし3名ぐらいいだしますと4年ぐらいかかるわけでありまして、要は、先ほども総務部長が申し上げたように、民営化するといっても、すべて8園を一遍に民営化するわけではないわけでありまして、新たに民営化された場合には非常勤職員が正規職員として採用いただけるような条件、そういうことを踏まえて、官と民がお互いに切磋琢磨するような保育園、そういうものを考えなければいけないだろうと。私は前からそういうことを申し上げておまして、民間のいいところ、公営でやるもののいいところ、相互に切磋琢磨して保育園をよりよいものにしていくと、そういうのが基本的な考え方でございますので、すべての職員が一発ですべて民間に行くということではないわけでございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、実質的には町長部局が18名という形ですけれども、3名、現在枠があります。そういった点からいきますと、21名増という形で町長部局の職員をふやしていく、こういう内容であります。なぜ21名なのか。なぜなのかということがまずわからない。率直に言うなら、つかみ金ではないか。つかんだ結果、今の3人を含めて、「ああ、21人だったな」と、こういう感覚でしかない。そこら辺はどのような考えで18名増の提案、実質的には21名増なのか。まず解明いただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 定数のこの21名、今回、現有定数が3名あるということで、増員の18名と合わせて21名ということでございますけれども、この関係については、先ほどから申し上げておりますように、若干の余裕を見させていただいている、弾力的な運用をさせていただくというような意味合いから、そういった意味であるわけでございます。21名が何かと言われますと非常に答えづらい部分もあるわけでございますけれども、定数除外になっております派遣職員の関係の2名、先ほどからお話が出ております保育園のクラス担任の嘱託保育士からの正規職員化、こういったようなこともあわせながらの数値ということで考えさせていただいたということでございますので、先の見込

みということについて詳細はどうかということを言われますと、人の動きということもございまして、正確な数字というものは当然なかなかつかみ切れないわけでございます。そうした中で、何と申上げていいかわかりませんが、全体のバランスということも考え合わせながら、こういった数字を計上させていただいているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案書にもございますけれども、この職員定数条例、昭和36年3月25日、条例第7号と。これが条例第7号で職員定数条例がつくられて今日まで来ております。今回は外しますが、前回までの定数条例の改正は何回行われてきましたか。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 申しわけございません。回数まで承知しておりません。まことに申しわけありません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 手ぶらで来るからそう言われるのです。条例をぱっと見れば、しょっぱなに書いてあります。23回です。23回も回数を重ねて、今回の改正が24回目です。特徴的なものはどこに出てきているのかというのは、私なりに見ますと、昭和49年12月23日、条例第35号から昭和51年6月29日、条例第20号、この間にもう一回、条例改正しております。時の町長はだれか。神本町長です。神本町長1期4年間の間に3回、条例改正をした。それも職員の定数増でば一んとやって、1年ももたずに、1年半ももたずに次から次へと改正したわけです。

それは、一つは情勢的な背景があります。その一つは消防の常備化。それまでは常備消防がないから、じゃんと半鐘が鳴ると役場の職員がみんなはっぴを着て現場へ走っていった。「火事だ。くたびれた」と言って、また仕事を一生懸命やっているわけです。それではいけないからといって常備消防を設けた。そのことによってざっと職員がふえた。建築基準法違反だという指摘がされながら、消防庁舎3階建てを建てたわけです。その3階に今度はコンピューター室をつけた。そのことによる職員増と。

私が何を言いたいのかといったら、毎年のように職員定数増の条例をどんどん、どんどん出してきた。それは、一つは行政需要の拡大もあるでしょう。そういうことともう一つは、野放図だったよということなのです。それが、神本町長から磯部町長になっても、そういうことが引きずられてきた。さらに大浦町長に対しても、そういうものを引きずってきたというのがこの条例の中にもございますが、経過措置というのをとっているわけです。条例の中に経過措置というものをつくって、どういう経過措置でやってきたのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） これまでの条例改正におきまして、議員おっしゃられますように、何年度、総枠を条例本則のほうで定めさせていただく。そして、附則におきまして何年度には何人といったことで、詳細の附則のほうで経過措置を設けさせていただいた。そういった状況を承知いたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 大枠としてお説のとおり。つまり、きょうもこの議案関係資料として職員採用等の計画が出されました。これは資料であって、あくまで資料なのです。これに何の縛りもないわけです。縛りが無いから、条例の附則の規定の中で、経過措置として何年は何人、何年は何人という縛りをかけてきた。それはなぜ縛りをかけてきたのか。あなた方は、ぱっと職員をふやすと、たあっと天いっぱいまですぐ持って行ってしまふ。そのことによって採用された職員も何人かおられます。そのような野放図ではいけないからということで、当時の議会と当局とのやりとりの中で、議会のほうから、後ほど申し上げますけれども、申し上げました内容について、「議会から枠をはめられてはどうもならない」と。メンツが立たないから、条例の附則の経過措置の中でやらせてくれという形で、附則の関係をずっと数を数えてやっていこうと思ったけれども、附則がものすごくたくさんある。

一番最近の関係からいけば、昭和63年6月23日条例第7号にかかわる附則。ここからいろいろな問題が指摘をされている。要は、私が答弁を求めたいのは、あなた方がきょう、こういう採用計画等の資料も出されました。これをどういうふうにおやりになるのか。つまり、「きょう、資料を出したよ」と。資料を出して、「資料と違うではないか」と言っても、今の議会は、みんな右に倣えだから、どんどん、どんどんいいようにやられて、また、その段階でへ理屈、は理屈つけて、「しょうがないわな」と。そういつたときに、議会としてどういう縛りをかけて職員の定数管理をやっていくのか、こういうことが一番求められている。それは議会の問題だと。しかし、あなた方自身が、きょうこうして出した計画、この資料を附則対応という形で、経過措置対応という形で考えておられるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほど申しましたように、議員おっしゃられますように、過去におきましては、そういった条例改正の手法がとられたということは十分承知をいたしております。今回につきましては、経過措置を今、設けてはいないわけでございます。平成33年末までの計画を一つの最終目標ということで、こういった数値を本則のほうでうたわせていただいているということでございます。

年度別に分けるということになりますと、今回の場合、先ほど他の議員のほうからも御指摘ございましたように、財政上の問題、いろいろなそういった状況の中で枠をはめることはかえってまた硬直化を招くといったようなことにもなりかねないというようなこともございます。確かに世の中の情勢というのが非常に変わってくる場合もあるわけでございます。大きく変動するということがあれば、これは当然また議会のほうにもそういった状況というものも御報告をしながら御理解をいただき、若干の修正をさせていただくというようなことはあり得るかもしれませんが、現段階におきましては、先ほど申し上げましておりますように、今の状況というのが非常に不透明な状況もございまして、こういった総枠の中で御理解をいただきいたというふうにご考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 不透明という言葉は本当に便利ですからね。情勢は不透明と。先行きが全部わかっている人がどれだけいますか。「財政状況は極めて不透明で厳しゅうございます。人事の関係も、それは不透明で、枠をはめられてしまってはどうもならない」ということですが、あなたは今、答弁された。枠をはめると硬直化しますよと。逆な言い方をすれば、枠なしなら野放図で好き勝手できますよということの裏返しという言葉ですよ。幸田町がそういう経過を踏んできた。だから、硬直化だと言われようが何しよう、定数枠の増が一気に短時間の間にみんな満杯になってきたと。満杯にされてきたから、しょうがないからといって、改正をどんどん、どんどん繰り返して、これで24回目だ。それが職員の定数全部ではなくて、あちらもこちらもという消防の関係も若干入っておりますから、それまで全部は申しません。しかし、24回の条例改正の大半は職員増だと。職員増に対して、今回も28人増といったときに、では、あなた方が手足を縛られるのはどうにもならないよといったときに議会がどうするのかと、こういうことなのです。あなた方にその意思なし。意思なしということは、「野放図に自分の好き勝手にやらせてくれ。先行き不透明ではないか」と。

この経過措置というのは、別に年度別で枠をはめたから、それを必ずクリアしなければいけないということではないのですよ。何人、何人、何人という形で規定はしてあるけれども、以内規定なのです。その年度別の上限が附則規定の経過措置で決められて枠をはめられても、枠いっぱいのことはないだろうと。要は、これが限界だぞといったときに、あなた方が、「やりたいようにやらせてください。硬直化して手足を縛られてはどうもならない」という感覚が今日まで続いてきた。それに対する議会の対応とあなた方の対応は、経過措置で縛りをかけてきたのだよという教訓はどういうふうにお考えなのか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 確かに状況によって職員体制の状況というものも変動してくることは議員おっしゃられるだというふうに理解をいたしておりますが、ただ、これまでの中でいきますと、実績なり、また、将来的な見込みの中で縛りをかけて条例のほうの改正もなされたということは重々承知をいたしているところでございます。しかしながら、今回の場合におきましては、やはり不透明というとまたおしかりを受けるかもしれませんが、そうした中で社会的な状況というものも非常に流動的な部分もございます。人数の動きと国からの委譲事務、こういったものも非常に今、流れてきているような状況もございます。職員の実際の定数というものが若干流動的な部分がございますので、そうした部分の中で考えさせていただく。先ほど申し上げましたように、私どもとして今、考えているのは、こういった採用計画の中で動いていきたいというふうに思っているわけですが、その中で、やはりどうしてもということがあれば、これは所管委員会であります総務委員協議会なり、そういった場でも御相談申し上げながら、その対応というもの、前倒しができるのかできないのかというようなことも御協議を申し上げていく必要もあろうかというようなことも思っているところでございますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 世間にこういう言葉がございます。へ理屈、は理屈は後からついてくる。要は、やりたいことをやっておいて、へ理屈、は理屈をつけるかは後で考えればいいということなのです。そういう経過を踏んできたからいけないとって条例は経過措置をずっとやっている。そういうところから、あなたからは何も教訓を酌んでいないわけだ。そして、当時の議会も、今の議会も一緒だと言ったら当時の人から怒られるかもしれないけれども、オール与党の体制であったことは間違いない。しかし、オール与党の体制の中でも当局に対してきちんと物を言ってきた。そして、毎定例会、あるいは臨時議会の関係もそうですが、最後には委員長報告というのが出るわけです。委員長報告の様式というのは、議案番号、議案名、概要、結果と、これで終わっているわけだ。しかし、気づいておられるかどうか知りませんが、その右、一番端っこに付記というのがある。今、この付記に文字を書かれたなどということは、私の記憶でいくと、四半世紀ないわけだ。

なぜ付記があるのかといたら、当局にその意思はない。当局にその意思はないけれども、議案の質疑を通じて議会の意思をきちんと示すという形で、一定牽制をするという意味合いを含めて付記というものがたくさん今までつくられてきた。それは、当局に一定の縛りをかけて、「付記を無視するような行政運営をされていてどうするのだ」という、そういう縛りができてきた。しかし、今日はそういうものはない。「付記とは何だ。どういう役割を持つのだ」と。そういう現状の幸田町議会にある。

では、議会としてどうするのか。それをあなた方自身に、過去の経過を踏まえて経過措置できちんと枠をはめなさいと。枠をはめたら、いっぱいやれということではない。以内だと。こういうことについてあなたに質問したら、「枠をはめられると硬直化しますよ」と言われると、「そうか、やはり野放図に、いいようにやりたいのか」と。「結局360人、定数いっぱいになってしまったけれども、これからまだ先、不透明な要素がありますので、議会、頼みます」と言えば、議会も、「よっしゃ、よっしゃ」と言って回る。

そのようなことを言っていたら、先ほどの議員の指摘ではないけれども、「職員ばかりだった、だっだふやしてどうするのだ。さっさと民営化してしまえ」と。別にこれは保育園だけではない。行政の民営化。それは自民党の小泉時代から今の民主党政権の時代にも、行政をどんどん身軽にして民営化しなさいという形でやってきている。そうしたときに、我は我なりの考え方をきちんと縛りかけるべきだと。再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 御指摘の点は理解をするわけでございますが、やはり私どもも議会のほうにこうして提案をさせていただいているわけでございます。また、そして、こういった資料の中で、これは、確実にこの状況ということにいけるかどうかということは、先ほど来から申し上げておりますように、社会状況の変化によっても若干影響される場合がございますので、確実にということは申し上げにくい部分もあるわけでございますが、私どもとして、こういった資料もお出しをさせていただいているということでございます。野放図という御指摘もあるわけでございますが、私どもとしては、この

内容に責任を持ってこれを対応していくという気構えで臨んでいるわけでございますので、どうか御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それでは、再度お尋ねです。

では、この資料、2ページです。職員採用等計画と。これは、この定例会に議員のほうから要求があつて提出された資料であつて、その求めに応じたものであつて、あなた方自身がそれに責任も縛りも感じておりませんよと。きょうはこういうことで来ましたと。情勢は常に変化し発展をしますと。先行き不透明ですよと言つたら、これはどれだけの価値がある。紙切れだわ。この定例会が終われば、「あのようなものを出したかな。そういうものは知らない。忘れてしまった」と、こうなるわけです。ということの対応をするということですよ。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 決してそういったことは思っておりません。私どもとしては、やはり議会のほうに、こうした資料としてお出しをした以上、それを履行する、また、責任を持ってこれに対応していく。これは当然のことだというふうに理解をいたしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 当然、それは紙切れでばいだとは言わない。内心そう思つても、そうだとは言わないわけです。

あなた方が出した以上は責任があつて、その責任のもとできちんと対応しますよと言つたら、なぜ経過措置ができないのか。それは嫌だ、硬直化するから嫌だと言いながら、出した資料は責任を持ってやりますと言つたら、あなた方の気持ちというのはどこにあるのかといつたら、これは野放図ですよ。だれかが言いましたね。「職員数が多過ぎないか」と。やはり住民の目線というのは、それはいろいろあります。職員が多いということもある。そうしたときに、一定みずからが自立的規制をしていく。自主規制をしていくということが今一番求められていることだよということを申し上げて……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○14番（伊藤宗次君） 残りの関係は担当の総務委員会で行います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどから申し上げておりますように、この資料についての私どもとしての責任というものは重々感じているところでございます。ただ、これがそのようにいくかどうか、これの変更がある場合には、それぞれ御意見等もまた御報告する場もあるわけでございますので、そうした中で何とか、その状況というものも御報告しながら進めてまいりたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第52号議案の質疑を行います。

2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 用語の意味と過去の事例について、3点、お伺いします。

まず、1点目は、本町において過去に公聴会を開催した事例はあるのでしょうか。

2点目としまして、追加の参考人とはどのような人ですか。

3点目、特例一部事務組合とはどのような組織のことをいうのか。現存する組織かどうかということをございます。

以上、3点、お答えいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、本町において公聴会の関係について開催されたことがあるかどうかということをございます。これまでも公聴会につきましては常任委員会、議会運営委員会ですとか特別委員会、こういったところでは開催ができたわけをございます。今回の改正によりまして、本会議におきましても公聴会を開催する旨の自治法の改正がなされたということをございます。

この関係についての本町においての最近の事例ということにつきましては、なかったというふうに理解いたしております。

また、2点目の参考人をございます。これも参考人につきましては、常任委員会ですとか、これも各種議会運営委員会、特別委員会、こういったところの中で審議の充実を図るために、利害関係人ですとか学識経験者などの出頭を求め、意見を聴取する、こういったものが参考人制度ということをございます。

それから、特例一部事務組合の関係をございます。従来は、普通地方公共団体につきましては、その事務の一部を共同処理するために、協議によりまして規約を定め、県知事の許可を得て一部事務組合を設置するというございます。今回の自治法の改正によりまして規約を定めまして、当該一部事務組合の議会、通常ですと各市町村から、例えば、町長がその議員になり、そういったような形で出まして議会を構成して行くわけをございます。そうしたことなく、議会の構成団体の議会が組織をいたしまして、その一部事務組合の組織、特例一部事務組合として組合議会をそれぞれの市町村の議会が議決をして、それも持ち寄って議決をしていくといったような制度が設けられているといったような、わかりにくくて申しわけありませんが、そのような内容ということをございます。

○議長（池田久男君） 以上で、2番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

以上で、第52号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第53号議案の質疑を行います。

15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 幸田町監査委員に関する条例の一部改正ということございます。監査委員の今後の展望ということございます。

いろいろ時代の流れによりまして情報の開示とか、それから、権利意識が高まってまいりました。そうなるにつれて不服申し立てとか訴訟の増加とか、そういう法律的問題がかなり増加してくるわけございます。そうなる、単なる計数、数字のプラス、マイナスがどうのこうのというよりも内容面が問題になってくるということございます。

ますが、そこで、今後も監査委員の必要性、重要性はずっと高まってくるということであるが、これを見て、人員構成の見込みと、新たにそういう監査の内容についても、どのように町として項目の変化とか内容を見ていこうとしているのか、そのあたりの展開というか、考え方をお尋ねします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 監査委員制度につきましては、町長から独立した機関でございまして、地方公共団体の自主的な行政の公正と能率を確保するために、こうした目的に基づきまして制度化されているものでございます。住民福祉の増進を究極の目的ということでございまして、行財政のあり方、そのチェック機能を十二分に発揮していただきまして、住民サービスの維持向上に努めることが自治体監査制度の使命ということでお聞きをいたしているところでございます。

地方公共団体も非常に行政需要がますます多岐にわたってまいっているということございまして、住民の信託のもとに、公正かつ、また能率的に行政運営が求められてくるところでもございます。そうした中、監査委員の独立性、専門性を一層確保していただき、また、不正の防止、行政運営に対する公正性ですとか効率性、有効性、透明性を高めることによりまして、さらなる監査制度の充実強化、実効性の確保など、住民の期待にこたえていただく非常に重要な役割を担っていただくものと理解をいたしております。

人員構成、これは事務局のほうでよろしいのでしょうか。事務局の体制につきましては、これまで事務局長のほか1名を、先ほどの定数条例の中にも示されているわけですが、1名を町長部局と兼務というような形で今までは取り扱いをさせていただいてきているわけですが、この兼務を取り外しまして、専任化をしていきたいということで、数字でいけばコマ5かもしれませんけれども、より監査委員の体制というものを整理していきたいということで考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時から会議を再開いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第54号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 第54号議案から第63号議案までにつきましては、地域主権改革一括法によるものでございます。個々の事例でも質問してまいりますけれども、まず、この地域主権改革一括法は基礎自治体への権限委譲をするというものであります。しかしながら、本来、国や都道府県が広域的な観点に立って責任を持つべきものもでございます。

そうしたことがこれから、権限委譲によって自治体の職員の専門性の保全や人的配置、あるいは育成などが保障されるかなどの問題も指摘をされているわけでございます。日本共産党は、国会の中でもこの地域主権一括法について反対をしております。国民の権利と生活に広範な影響を及ぼすものとして、本法案をわずかな審議で可決強行することに対しては、もっと審議を尽くすべきだという観点から反対をしてきたものでございますけれども、条例化に当たって、個々の中身について、すべてに対して反対するものではないわけでありまして、しかしながら、この地域主権一括法について、条例化に当たっては、「従うべき基準」、また「標準」、「参酌すべき基準」、この3類型が定められているわけでありまして、この解釈と運用について答弁を求めるものでございますけれども、幸田町では、この条例化に当たってどのように住民生活を守り、発展させていく立場から条例化を図られるのか、この観点から伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の地域主権改革に係る一括法の関係でございますけれども、今、議員おっしゃられますように、国の法令で事務の実施や、また、方法というものをこれまで細かく規定をしていることに伴って、その辺の運用というものがいろいろと制限があるというようなことの中で、今回、自治体が地域の実情に合った行政サービスを提供する意味で、この法律の改正というものがなされてきたということでございまして、地方のほうに権限委譲がなされてきたということでございます。

法律のほうでさまざまな縛りとか、今、お話がございましたように、まだ参酌基準という中で国のほうの一定の枠はあるわけございまして、独自基準、町に合ったものというものも考え合わせながら今回の条例改正を進めさせていただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 個々の条例案についていえば、今回のこの幸田町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、技術管理者の資格等について定めるものでございますけれども、これは参酌をして定めるというふうになっております。この参酌して定めるべき基準というものは、自由度が最も高いと言われておりまして、先ほども総務部長が言われましたように、地域の実情に合った条例改正、こうした中で上乘せ、あるいは国民生活にかかわる最低基準、これを地方任せにするというものもあるわけございまして、今回のこの議案に関していえば、幸田町では守られるのかと。職員の専門性、また資格、こうした問題が担保されるのか、対応できるのかという問題でございますけれども、この点についていかがか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の改正につきましては、基本的には今までの市町村が国のほうの基準に従って行うということでございまして、その内容自体について大幅に変更があるということではございません。これまでも資格の関係については、委託の中でそういったものの取り扱い、委託業者のほうでお願いするというようなこともありました中でございます。今申し上げましたように、基本的なことは影響がないというふうな形で考えております。

若干話がずれるかもしれませんが、立法の関係、そういった関係につきましては、以前にも県のほうでも支援をするというような形の御意見もございましたので、そういった県のほうとの調整をしながら、今回の改正については取り組んできているということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今条例の中で、こうした専門性、これが資格要件がいろいろと第11号まで定められているわけでございますけれども、こうした資格を保持している職員があるかどうかというものでございますが、そうしたものについてはどうやっていくのかということでございます。例えば、職員採用に当たっては、今まで、その専門の学校を卒業をした者が採用されてきた経過というものがありましたけれども、最近、やはりそうした一般事務職的なものであって、建設や工学系の関係というものについてはどうなっているのかという問題でございます。十分対応できるということなのか、それとも、今言われましたように、資格は委託をしてきた経過があるということと言われましたけれども、今回の条例化に当たってはどうかということでございますが、その点について答弁をお願いいたします。

（意見を述べる者あり）

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 資格の関係につきましては、先ほども申し上げましたように、役場でそういったいろいろな人材をすべて確保するというところは難しい部分もございます。中には、そうした資格を持つ方を採用するというのも考えられないことではないわけでございますが、それによって人事というものの硬直化ということもあり得るかもしれません。その内容につきましては、その状況を見て、それぞれ判断をさせていただくというような形になろうかと思えます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通告では、職員の専門性の保全、人的配置と育成、こうしたものについても通告をしておりますので、私の通告の範囲を超えるものではないというふうに思います。

そうした点で、今回の条例に当たりまして、参酌して定めるということが関係資料の中にもうたってありますけれども、こうした参酌基準についてのものが三つの基準の中では最も自由度が高いわけでございますけれども、幸田町においては、住民の生活に及ぼす、住民の生命、財産、あるいは健康に関する観点から基準が引き下げられてはならない、こういう観点に立って質問をするわけでございますけれども、そうしたものがきちんと担保されるのかと、こうした点についてお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 参酌という文言でございますけれども、これにつきましては、十分この内容について参考にして、それに基づいて対応していくということでございます。国の法令でこれまでも内容が定められてきたものを、今申し上げましたように、十分参考として市町村は定めなければならないということでございますので、そうしたことの観点の中で今後も取り扱っていくということでございますので、よろしくお願ひ申

し上げます。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 通告の範囲を超えるか、超えないか、こういう中でいけば、前の町長は、何か言うと、「など」という文字を多用したわけです。「こういうことなど、ああいうことなど」と。「などという言葉の意味合いは」といって当時の町長が言ったのは、可能性の広がりを持つ言葉だよと、こういうことを言われた。などということ言えばどこまでも踏み込んでいけるのかということです。ですから、第54号議案から第63号議案まで通告をしたというような、あるいは議案の内容がそうだということにしていけば、全部等、等、等にすれば幾らでもできる。

ほかの通告者の内容を見て横取りするなり要約化することも、それは範疇の中に入れていくということがいけば、私は、ここで考えていただきたいのは、通告制などはするな。なくしていけ。通告制をなくせば、このようなことを一々、ああでもない、こうでもないということをやらなくてもいいわけなのです。ましてや、事前の朗読会をやって、「事前の通告だ」などと、そのようなこともやらなくても、以前のように、説明会はなく、通告制もなく、それぞれの議員がそれぞれの観点・視点から議論をする、質疑を交わすと。私はそういうところに解決の方法を見出すべきだということを申し上げて、早速入ります。

この13条の11号。この規定は、一つは抜け道だということなのです。11号はということが書いてあるのかということの後ほど結構ですが、要は、この13条の第1号から第10号。技術士法、学校教育法、あるいは10年以上の廃棄物に関する技術上の実務に従事した者ということになってきたときには、これは条例をつくって実効性があるのかという問題があるということですが、その前段で、11号は抜いて、これはどうにでもなるわけです、第1号から10号まで、幸田町の職員でこの条例に該当する職員はいますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 1号から10号までの該当職員については、現在、おりません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、第1号から10号まで、それぞれの専門性とそれにかかわる教育、こういうものを受けてきた者がここに該当しますよと。しかし、今、担当部長の答弁で、「そういう者はありません」ということなのですよね。ですから11号があるわけです。11号は、これに該当する職員はいるのですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この11号に該当する職員は、目下のところはありません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） いわゆる、目下ということは、もうしばらく待ってくれと。もうしばらく待つと経験年数がたつのでと。ということは、そういう技術士法、あるいは学校教育法と、こういう専門性や専門分野で教育なり修練を積んでくる、こういうことをし

なくても、要は、実務経験が10年あれば該当するのではないかと、こういうことですから、部長も、「しばらく。そのうちに何とかします」と、こういうことなのですよ。ということになれば、この11号の規定というのは抜け道ではないか。違いますか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この11号、条文は御存じのとおりだと思います。1号から10号までの同等の技術等を有する者ということでございます。それを、「として認められた者」ということでございます。現在のところはいません。私ども町の施設といたしまして、この廃棄物処理施設、該当の者は一般廃棄物最終処分場、これは六栗の大木にございますが、平成19年から稼働しているという年月の浅いものでございます。ですから、これらのことも1号から10号の間に10年以上ということもございますが、それにも該当しません。では、11号はどういうことかということでございますけれども、先ほど言いました条文のとおり、技術等同等以上ということは、認められた者ということで、それらの者があらわれた場合に認めようとするものであります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か、肝心なところは抜かしたかな、抜け道だなと思うのは、認められた者というのは、社会的に認められたかどうかですね。そういうことではないですね。町長が認めた者。極端に言えば、経験年数1年、2年でも町長が特に認めた者と。いわゆる町長特認事項と。町長が認めれば、それはきのうついても、「それはそうです」と言えばついたになる。だから、先ほど13番議員が言ったように、自治事務でありながら、地域主権だと言いながら、その町の行政の水準を引き下げていくような内容ではないかと。そもそも国のほうがきちんと最低のシビルマニュアルをつくってきたものを、もう地域主権だということを放り出して、あとは地域主権で自分たちが考えればいいのではないかと、こういうことでいくから問題が出てくる。それぞれの市町村でいけば、大体同一の内容で来るわけですね。11号まであるかどうかはともかく、最後は首長の特認事項。もう少し早く言えば、町長の腹一つでどうにでもなるような規定ではないでしょうかというの私のがった見方でしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 目下のところ、第11号に該当する者として、愛知県に限らずでございますが、県等が既に認知したものがございます。それを申し上げます。一般廃棄物の技術管理者講習会、これは財団法人日本環境衛生センターが毎年行っております講習会でございます。そちらで受講等を終えた者が我が愛知県におきましても技術管理者として認知をされているということがございます。この財団法人日本環境衛生センターが行っております講習、それに比類するものも、今後、この環境行政の中で出てくることもございます。目下のところは、今申し上げた機関がやっております講習修了者、それが技術管理者としての、先ほどの第1号から10号まで掲げた同等以上のものを有するという考え方で想定をしている次第でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第54号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第55号議案の質疑を行います。

まず、4番、鈴木雅史君の質疑を許します。

4番、鈴木雅史君。

○4番（鈴木雅史君） この条例制定ですけれども、これにつきまして、布設工事監督者及び水道技術管理者というのですか、この者が書かれているのですけれども、この中のそれぞれの職務内容及び幸田町職員の資格取得者数並びに配置人数はどうなっているでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 布設工事監督者の職務内容でございますけれども、これは法の第20条第1項に規定された水道事業者の行う水道の布設工事、この施工に関する技術上の監督業務であります。

次に、技術管理者でございますけれども、技術管理者の職務内容、これは、水道の管理について技術上の業務に従事、及びそれらの業務に従事する者の監督を行うとすることです。

なお、現在、職員のその資格の保有状況でございますけれども、目下のところ、布設工事の監督者につきましては職員の中で3名、そして、配置につきましては1名ということでございます。

それから、技術管理者でございますけれども、職員の中の資格保有者は10名、担当水道課への配置につきましては、2名の職員がされているということでございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） いろいろな部分の中で工事等をやりますと、トラブル等で第三者に損害を与えるとか、そういう事態があると思えますけれども、そういう場合の工事監督者というのですか、その責任と役場への報告というのですか、そこら辺の部分と、損害賠償を与えた場合に、その連帯責任とかそういうものはどうなっているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 工事によりまして第三者に損害を及ぼした場合、工事監督者はということでございますけれども、請負者の責に帰すものにつきましては、請負者が補償するということでございます。なお、町のほうに責任があれば、町が補償するということになります。

この補償に対しての連帯という部分でございますけれども、これは連帯ということですから、町のほうに責任があつて補償する場合、これは、社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険に私どもかかっておりますので、その場合は、そちらから補償、言ってみれば、連帯的な保険がかかっているということでございます。

それから、違う見地でまいりますと、発注者、そして請負者、両方に責任があつたというような場合には、これは双方で協議して賠償を図るということになってまいります。

細部でございますが、担当者側の責務、行為によりまして損害を及ぼしたということにつきましては、当然、請負者があれば請負者、町のほうであれば町のほうが補償するというふうに理解しております。

○議長（池田久男君） 以上で、4番、鈴木雅史君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

○13番（丸山千代子君） この水道事業にかかわっても参酌して定めるという参酌基準によって条例化が図られるものでございますけれども、水は命にかかわるものでございまして、技術者の学歴や専門知識の取得要件があるわけでございますが、この国基準が守られるかどうかということでございます。この内容についてお伺いしたいというふうに思います。この国基準をもとにして、この条例が提案されたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今回、条例の制定に際しましては、この一括法に基づきます「参酌すべき」ということで示されておりまして、その水道法施行令、今の資格によりますと第6条に規定されておりまして、それらを今回、制定に網羅したものでございます。当然国の今まで行ってまいった水準といいますか、それらのものは全うできるというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域の実情に合った条例改正ということも言われたわけでございますけれども、日本水道協会によりますと、建設後40年以上経過した施設、こうした上水施設などの約3割、また、管路で2割を占めるというふうにされている、こういうような統計が出てきているわけでございますけれども、これが今後10年間でこの割合が倍増されるというふうにされております。そうしますと、この耐震化の問題も出てくるわけでありまして、幸田町は大規模地震の指定強化地域になってきているわけでありまして、そういう問題がこの地域の実情という点から加味されなかったということについてお伺いしたいというふうに思います。

やはり、こうした住民の命にかかわる水の確保、こういうものからしても、十分に担保されるべきであるというふうに考えますけれども、この点についてはいかがかと。職員の体制強化の問題についてもお尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 耐震、あるいは老朽化に伴います改修という部分でございますけれども、これは、前にも私が発言させていただいたと思いますが、水道ビジョンに基づきまして逐次整備をとということでございまして、その中でも具体的に本年度、今後の耐震等の施設計画の検討を進めさせていただいているということでございます。それらに基づきまして今後の耐震、あるいは老朽に対応していきたいというふうに思っております。

なお、今回のこの法令制定に当たりまして加味されなかったかということでございますが、今回の布設工事監督者あるいは技術管理者におきましては、特にその部分を触れる部分ではなからうと。ただ、当然、技術管理者の部分におきましては、水質の確保とか検査する、それらの業務が入っております。それらを加味すれば全うできるというふうに思っている次第でございます。

それから、職員の体制の部分でございますけれども、この二つの資格、布設工事監督者、これにつきましては、実務経験で通算10年以上を有すれば、この資格が確保できるということでございます。目下1名ということを先ほど申し上げたわけでございますが、

今後の人事の中では、人事所管のほうにそれらの者を補助いただくようにお話を進めてまいりたいと、かように思います。

技術管理者の部分でございますけれども、現在、有資格者は10名、そのうち2名を配置しているということでございます。これらは、その有資格のためには従事の勤務年数、あるいは厚生労働大臣の登録を受けた者が行う管理に関する講習の課程を修了した者という者等が現在、職員の中にいるわけでございますが、この2点、特に後段の講習の部分では、機会があるたびに職員をそちらの講習に派遣いたしまして、今後の職員体制に万全を期していきたいと、かように思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この参酌基準におきましては、地域の実情も加味する、こういう関係からいたしますと、上乘せ部分というのも、これは考えていく、そして、住民生活を守っていく、この立場に立つべきだというふうに思うわけでありまして、その点については、国基準どおりだということで理解してよろしいか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 議員おっしゃられましたように、今回、参酌すべきということで出されました条項については、特に問題はないということで、それをそのまま今回の制定内容にさせていただいている次第でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 第3条及び第4条につきましては、それぞれ答弁がございました。繰り返しいたしません、私がなぜこういう形でやってきたのか。それは先ほどの54号の関係でもそう。ただ、この55号でいえることは、町長特認事項がないわけです。なぜか。なぜ町長の特認事項がないのか。それは命にかかわる水の問題を町長の腹一つで、「よっしゃ、よっしゃ」などと認めていたら危なくてしょうがないと、こういうことなのです。こういうことだということで、そういうことを今現状の中の人的体制がどうかということと、先ほどもちよろつとあなたも言われたけれども、私が言おうと思っていたのだが、言ってみれば、これは国のほうのコピー商品です。国が今までやってきたものを国がそれぞれコピーして市町村にぎゅっと流して、このようにやっておけば、手違い、間違いは世の中の常だけれども、それは間違いのないからやっていくよと、こういうことだけれども、そういう前提の上で、幸田町は水道事業のビジョンを持っている。ビジョンを持っていて、幸田町の水道もそろそろ大規模に改修し、耐震の問題も出てくると。こういったときに、私は配置の関係も聞いたのですが、答弁があるのでこちらで申し上げておくけれども、布設工事監督者は1名、技術の関係は2名だと。こういう状況の中で、水道ビジョンの大規模改造・改修、あるいは耐震化、こういうものを計画しながら、ビジョンどおりの事業を展開していくためには、このコピー商品であるコピー条例で大丈夫か。命にかかわる水の問題ですからどうなのですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 今後の耐震、あるいは老朽した部分を改修していく、それ

らをビジョンに従って進めてまいるということで、それらに向けた中では大丈夫かということでございます。先ほど布設工事監督者、あるいは技術管理者についての有資格者職員数、あるいは配置状況は申し上げた次第でございます。

なお、問題は、ここで見てまいりますと、一番危惧されるのが布設工事監督者かというふうに思います。現在3名で、1名が配置されているということでございますけれども、やはり、そのような少ない中でございますが、先ほど言いましたように、人事所管のほうに、今後、これらの部分を考慮した人事配置等をお願いしていくということは先ほど述べたわけでございますが、さらにはこの部分、もう一つの手だてとしては委嘱という方法もとれるわけでございます。その委嘱は、当然有資格者ということで、一つの例で申し上げますと、私どもOBということで、有資格者も履歴を確認している限り、お持ちの方も幾らかおみえになります。今後の展開によって、そのようなことはないと思っておりますけれども、仮にあった場合は、それらの手だて等も含めまして対処を図ってきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 条例がコピーなら、職員体制も「委嘱するよ」と。こういった地域主権という形でそれぞれの主権が自治体にあるよと。自治体にあるから、その主権というものに基づいて、自治体が自治体らしく事務事業を進め備えよというのが一応表向きの制度と。そうしたときに、私たちはこの問題をどうとらえるかといったら、この機会に行政の水準を引き上げる、職員の技術や専門性をさらに高めていく、そういうことが求められてきているわけですね。また、そういうことをあなた方自身が意識的に取り組まないと、安上がり行政、下請け行政でいいのかという問題が根本的な問題として提起されてくるわけです。

ですから、少なくとも工事監督者あるいは水道技術管理者、これは水道事業を営む者の必須の要件だと。これを、今度は職員がどーんと町長部局でふえると。そうしたときに、あなた方もきちんと要求しなければいけない。今、中に入っているか入っていないか知らないですよ。資料の中で年度ごとの人数はあるけれども。そういう住民の毎日飲む水にかかわる問題と、将来的にも安定した供給ができるような水道施設というものを自分たちの幸田町の町としてそれをつくり上げていく職員の技量というものが求められてくるという点で再度。「頼む、頼む。私のところはお寒い状況なので、もう少し命を下してやってください」と言っても、それはコピー条例が物を言うなど、こうなるわけです。やはり、そういう点でいけば、基本的な問題として、行政水準、そして、行政能力というものを日々高めていくためにどう体制をつくっていくのかということが一番の肝心かなめな問題だというふうに思います。そういう点でどういうふうな。今後の問題、ビジョンの問題もあわせて。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 技術管理者におきましては、先ほど私が述べましたように、やはり私ども人事権はございませんが、人事権を持っております人事所管のほうにぜひともこの状況というものをよくよく説明いたしまして、配置等を要請していきたいというふうに思います。

なお、技術管理者におきましては、先ほども言いましたように、これは講習で取れるということで、私どもが一步前に踏み出していけば可能なわけでございます。これら所属する職員につきましては、なるべくこの講習の会に参加いたしまして資格を取得し、体制を図っていききたいと、かように思います。これらのもとに、先ほども課題となっております耐震あるいは改修という部分、ビジョンに沿いました計画になるべく符合するように努力を重ねてまいりたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第55号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第56号議案の質疑を行います。

まず、2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 条例改定による変化をお聞きしたいのですけれども、今回の条例では、町内のどのような道路がどのように変わるのか、具体的に説明していただきたいと思います。例えば、野場坂崎線がどのように変わるのか、または、今後改修するときが変わっていくのか、その辺の変化も教えていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、今回の条例による変化に入る前に、道路構造令につきましては、昭和45年の10月に制定されたという状況のものです。特に定める理由としては、道路はやはり県下で同じように道路網を配置し、また、大きくは全国を道路網が走っているわけで、そういう機能を全国的に統一するというところでございます。今回、どのように条例によって変化するかということですが、結論からいえば、参酌して定めるため、基本的には、今まで道路設計でも国、県の補助事業では道路構造令の基準に基づいて行っていましたので、道路設計に関しての技術的基準については大きくは変わりません。

そして、野場坂崎線の今後はどうなるかということですが、今後も含めて、新設改良を含める場合は、この条例の基準に基づいて行っていくというのが現状でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、2番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の道路構造の技術的基準、これについては、本来、国が責任を持ってやらなければならないものではないかというふうに思うわけでございます。先ほども言われましたように、道路法の29条によって、道路の構造は通常の衝撃に対して安全かつ円滑な交通を確保できなければならないということが原則とされているわけでございます。この30条によっては、道路を新設し、または改築する場合における道路の最小限保持すべき一般的技術基準として道路構造令が規定をされている。このことから、これが参酌基準で条例化されるということになれば、これは個々の自治体の技量や財政的基盤によっても格差が生じてくるおそれがあるのではないかというふうに思うわけですが、この点についてはいかがかということでございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、道路構造令の第1条の趣旨の中に、議員言われますよう

に、道路を新設し、または改築する場合における全国の高速自動車国道、一般国道、それから、地方公共団体の条例で定める都道府県、市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的基準ということでございますので、それに基づいて行っているわけですが、独自のものについても若干、今回についても3点ほど入れています。

内容につきましては、停車帯の幅を構造令では第4種の道路において、都市部の道路ですが、2.5メートルというふうになっていますが、これを1.5メートルに縮小するとか、平面交差または接続のシフト変更車線の幅ですが、こういうものについても4種道路のみの現在、指定になっています。要は都市道路だけですが、地方の3種の道路にもこれを適用するとか、それから、もう一点は、そういう屈折車線の場合の普通道路の幅員が構造令では3メートルですが、これを2.5メートル、小型道路の幅員2.5メートルを2メートルということで、今回の条例では独自のものも盛っています。

各地域によって格差があるということですが、逆に、道路網の中で、そういう格差によって道路幅員を変えたりするということは非常に通行上支障を来すということで、基本的にはこの全国に倣うというのが実例ですが、例えば、歩道などは山奥で実際歩道が必要かという点の議論がありますので、県の中でもそういう山地部の町では独自で幅員等も決められるということに現在至っています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、今回の場合は最も自由度が高く、幸田町の実態に照らしてつけ加えたよと。こういうつけ加えた部分が、例えば、国基準よりも縮小、あるいは幅を少なくする、こういう点からすれば、例えば、用地交渉がうまくいかないと、こうしたときに、これは国基準どおりでやれば道路ができない、新設できない、しかしながら、用地交渉の段階で少なくした面積でも道路ができるようにしていくよと。そうしますと、例えば、今、非常に交通事故も多発をしている状況の中で、こういうふうに地域の実情という形の中で道路構造が逆に狭められてくると、では、住民にとっては、その点、安全性はどうかと、こういう問題になりかねない事態になるわけでありませんが、これは、地域の実情という形の中で、例えば、道路をつくりやすい条件で緩和してくるのかというふうに逆に解釈ができるわけでございますが、そうした点なのかどうか伺いたいと思います。

また、本来、道路の維持管理責任、こういうものについては、やはり国が一番責任を持たなければならない。ところが、そういう中で国がこうして地方に条例化によって責任を投げかけるものであって、国の責任を放棄するものではないのかなという点でございますが、その点にしては逆行するものではないでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 議員言われますように、今、屈折車線とか変速車線の幅員を縮小するという理由につきましては、周辺の建造物があったり用地交渉ができないということで、現在の道路の中にそういうシフトを設けるものですから、若干幅員を狭めても右折帯を設けるということに迫られて、現在、こういう移行にしたわけですが、これにおいては、やはり今までも車を守るのか、歩行者を守るのかという時点で、今までは車を守って歩道を狭めるという事態が発生しておりました。現に、国道248号でも当初2.5

メートルの歩道が、交差点部では50センチメートルとか1メートルというふうに現在はなっていますが、これが逆に、こういう規則というのですか、基準を使うことによって、歩道は2メートルにしておいて、車線を狭めることによって対応しようというものですので、実情というのは、まさにこの交通事故、それから交通量、そういうものを加味しながら決めていくということで、今後、こういうものがつくられて、国の責任放棄はどうかということですが、やはり、条例でこれがつくられた以上は、町が責任を持って対応するというのが当然でございます。だから、町道についての道路管理者としては町が対応していくわけですが、国が責任放棄というよりは、それぞれこの地域一括法の目的で、地方が自主的に自覚を持って行政を進めるという立場のものだというふうに判断しております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この自覚を持って独自のものを挿入したよという、そういう問題についていえば、あくまでも歩行者優先、住民の命を守る観点に立って今回の条例で参酌して定めるものだよというように解釈をしいのかどうかという点で、それから、そうした問題については公安委員会との調整というものもやはり必要ではなからうかというふうに思うわけでございますけれども、その点については、地域の実情として岡崎警察署管内になるわけでありますので、そうした点で調整もとってこの提案をされたのかどうか、最後に確認したいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 地域の実情という判断が非常に難しいのですが、現在の方向では、やはり交通安全上の立場からいくと、歩行者を守るという観点で、こういう縮小できる範囲を決めてきたということで解釈していただいて結構かと思えます。

それから、公安委員会との兼ね合いです。今までもこういう交差点を設置する場合には公安委員会と協議をして進めていますので、これについても引き続き、この条例を遵守しながら公安委員会との交差点協議を執行していきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後1時50分

再開 午後2時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 条例で言うところの令第3号、これにつきましては、資料の提出をいただきました。まだ目は通しておりません。したがって、次の機会には、この関係も含めて質疑を交わしていきたいというふうに思います。

条例の第4条並びに第14条。第4条は車線の幅、第14条は設計速度、こういう形で、それぞれの内容も条例の議案関係資料及び、多分この令第3号にあるだろうと思えますが、それを一々聞きませんが、幸田町で町道、この条例はその町道の構造に関する、

こういうことですから、町道における第4条並びに14条の町道は現にあるのかどうか、まず、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 第4条と第14条の町内の町道の実態ということでございますが、まず、幹線の1・2級町道としての実態ということで御理解願いたいと思います。路線としては35路線ございます。この構造令の中で言います第3種というのは、地方部の道路で、都市部以外の道路をいいます。そして、第4種の道路というのは都市部の道路で、都市部とは市街地を形成している地域、または市街地を形成する見込みの多い地域をいいますので、そういう区分でいきますと、全体で幹線1・2級町道が35路線ある中で、3種の道路が25路線、4種の道路が10路線でございます。また、この中にはそれぞれ等級が1から5級までつけてございます。

14条についても、設計速度というのはあくまでも道路構造の設計の基本となるというものでございまして、幹線1・2級町道においても同じ状態でございますが、特に3種2級が2路線、それから、3種3級が2路線、4種2級、これについては地方部の道路でございますので該当がありません。それから、4種3級として、これはあくまでも都市計画道路ですが、8路線あります。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ずっと言われて25路線、あるいは10路線ということと言われるのですが、要は、この第4条の車線等、それから、14条の設計速度、それにかかる第3種、第4種及び2級、3級と、こういう関係は、路線名を含めて資料として提出がいただけるかどうか、こういうことが1点。

それから、要は、その中で14条の設計速度というのがございますよね。議案関係資料でいきますと21ページに該当いたします。この設計速度というので、第3種及び第4種でいきますと、3種の2級及び4種の1級は設計速度が60キロメートルと、こういうことで、道路の設計ですから、実際の速度制限とは違います。要は、60キロメートルで走っても安全が確保できるような道路構造にしなさいよという基準であります。その基準そのものはわかるわけだ。わかるけれども、真っ直ぐな道路ならともかく、そのことによるカーブしたり曲線を描く、あるいは交差点部分というのは、この設計速度に基づいて幅員幅が決まってくるわけですよ。いわゆる曲がる場合はR60とか80とか、そうやってきますと、相当な用地にかかわってくる問題も出てくるであろうというふうに思うわけですが、これはあくまでも基準だよと。基準は基準で道路をつくりながら、実際には一般国道も含めてですよ、23号という準高規格道路は別にしましても、一般の国道も含めて60キロメートルまで出せるような速度制限をかけていない道路は愛知県下には、日本でも探してないわけです。

要は、60キロメートルの設計速度でつくられた道路であっても50キロメートルに抑えていると、こういうのが現状という点から含めていくなれば、こういう基準がコピーの条例ではあるけれども、実態として道路を構築・構造していくときにどうなのか。道路構造令がそうだということだけで対応できる問題かどうかという問題も私は出てくるの

であろうなというふうに思うわけですが、そうした点ではいかがなものですか。

まず、資料の提出とこの関係の説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 幹線1・2級町道の3種・4種の区分の道路についての資料については、出していきたいというふうに思います。

それと速度の関係でございますが、速度については、基本的には考えとしては、あくまでも設計の基本となるということです。規制の速度とは若干異なるということで、この設計速度を決めるということは、安全かつ快適性を失わずに走行できる速度ということで決めています。現に、議員言われますように、条例の中では60キロメートルから20キロメートルまでできるよというような実態でございますが、現に、この第3種・4種の設計速度については、今まででもこの道路構造令に基づいて設計をしていますが、実は、設計速度60キロメートルというのは現実には今までまだ対応したものはございません。大半としては設計速度40キロメートルで決めています。特にまだ山地部というのですか、そういう急勾配のところというところについては、設計速度については30キロメートル、20キロメートルという範囲で決めています。

これはなぜかといいますと、やはり道路というのは、この設計速度によって曲線半径、片勾配、それから、視距等が決まるものですから、地形が急なところで構造令どおりの大きな曲線を取りなさいよと。例えば、60キロメートルのカーブを取りなさいよといった場合には、到底施工が困難だということになれば、その区間だけを設計速度を30キロメートルに落として小さいカーブでも可能ですよというように設計の中で現実には対応しているということです。一応これは参酌をしていますが、将来、設計速度60キロメートルでつくるような道路がある場合の対応として、今回の条例化をしているということで御理解願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の町道構造に関する技術的基準という形で条例化が図られると。この条例化を実効性あるものにするにはどうするかという指摘がございます。そうしたときに、今後改良し、建設をするものについては、この条例基準に基づいて行いますよということですよ。建設するならばほど問題も、ないとは言いませんが、しかし改良ということになりますと、これはいろいろな選択肢の問題も含めて、幅が広がってくるということですが、この条例でいくと、任意規定ではない。こういうことができる、こういうふうに努めなければならないという、いわゆる努力義務や、そういうものではない。要は、任意の規定ではなくて、こうしなさいと。構造上の基準でこういう道路を建設しなさいよ、改良しなさいよと、ということですから、それは必ずやるということですよ。まだ確認。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） あくまでも道路というのは画一化されたところにつくるものではないということで、特に、この構造令の中では、先ほどの丸山議員の中でもお話ししましたけれども、地域の実情とか地形、または公安委員会との協議等で多々変わるということで、各条文の中にもやむを得ない場合という項目もありますので、基本的にはこ

の条文の中で対応するというのが標準的なものだと思いますが、各条文の中のただし書きからいけば、するものとしてできるということもありますので、御理解願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そのように抜け道を考えなくてもいいわと思うわけです。それはともかく。そうしたときに24条。これはまたいいなというのが率直な私の考えです。これは随分前から、道路の排水性、遮水性、いろいろな名前をつけて、浸透性とか言っているけれども、要は、雨水を道路からできるだけ早く排除して地下なり側溝なりにやりなさいよと。それが交通安全にも結びつきますよということで、私はずっと以前からこの問題をやりました。

ここでいきますと、資料の関係でいきますと24ページになりますが、ここの24条の舗装の関係で、3項です。「第4種の道路の舗装は、雨水を道路の路線下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするもの」と。構造にすることができるよということではないのですよね。構造にするものとするというのは義務議定だということでもあります。そういうふうにしますと、これから行ってくるいろいろな逃げ道は容易されていると思うのだけれども、建設する部分についてはそうでしょう。一定改良という点でいきますと、雨水排水という点での舗装の関係は、きちんと今後、雨水排水をする道路改良を含めた舗装整備の仕方をするのですよという理解でいいですよ。することができるという任意規定ではないのです。するものとする。強制力のある内容であります。したがって、どう対応されるのか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 第24条第3項の条文の中に「構造とするものである」と。実はその後ろですが、「ただし、道路の構造、気象状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。」と、ここにもこういう条項があるわけですが、ただ、過去の状況からいきますと、道路に関しての雨水を道路の路面下に浸透させるという項目については、これは平成13年の6月に舗装の構造に関する技術基準というのが国から通達されまして、これが舗装の性能指標ということで、13年度当時から環境面で配慮されてきたということでございます。

今回は透水性舗装ということで、雨水は表層基礎路盤を通して路盤の下に浸透させるという舗装構造でございます。これはまさに今からの大雨というのですか、都市型の降水、一昨年ですと時間70ミリメートルが2回もあって、道路が冠水をしたり、それから、路面が温かな、ヒートアイランドではないですけども、そういうものに対して地下水を改良したり、そういう環境対策として今後重視をしてきている今の状況でございます。現実には、幸田町としては不透水性舗装というのは、やはり道路面から下へ水を通すものですから、全体の土質というのですか、地盤が当然安定であるという証明がないとできないということで、今までは駐車場の整備については、この透水性舗装は行ってきました。相見の舗装とか保育園の舗装は行ってきていますが、今後、こういう透水性舗装について、そういう実態で土質の状況とか、そういうものがあれば、当然実質的にはこういうのを効果があるというふうに思っていますので、検討をしていきたいし、特に都

市部、市街化区域の中の都市部では路面の水はねがあって、歩道の方に迷惑をかけるという実態も今ありますので、できるところについてはそういう調査をしながら改善をしていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この24条については、議会関係資料の24ページを読み上げて、ただしというところだけは触れないでいたわけだ。あなた方は逃げ道なのですぐに見つけるけれども、こういうふうに聞くと、結局、あなた方自身は確信犯だと。大義名分は立てるけれども、だがしかしと逃げ道をあけておくような形で逃げ道づくりを一生懸命やってはいけないよと。私の記憶だけでいけば、大草の六條あたりの町道が新設をされたときに、道路の関係は、当時の建設部長が要は排水性の舗装をやられたという記憶がある。それ以降、ちょこ、ちょこっとやったか何かは知らないけれども、要は、この排水性舗装が交通安全上、ブレーキのききもいいですよ。先ほど部長も言われたように、泥はねもないですよ、騒音も減少されますよということで、たまたま工事単価が2割くらい、今はもう少し下がったかな、要は、通常の工事単価よりも少し高いというのが難点だけれども、利点の問題はたくさんあると。そうしたときに、路面下の地盤の問題がまた出てきている。だから、丸っと浸透させるというやり方と、一たん受け皿をつくって、その中に受けて、それから両側溝なり片側溝のほうに流すという工法のやり方はいろいろあるわけです。要は、私が申し上げたいのは、ここで24条で舗装については排水性舗装ですよといったときに、これはいけない、あれはいけないではなくて、この条例でいう、ただし書きで抜け道で逃げるのではなくて、こういうものを中心にして、少々高くなっても、結果的には安物買いの金失いではないという行政の形で進めていただきたい、こういうことを申し上げているわけです。そうしたことで、このただし書きに逃げ込むようなことをしないでいただきたい。「逃げ込まない、逃げ込まない。確信犯ではない」と言ってくれますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今、議員言われますように、こういう環境面の対策の舗装としては透水性舗装と排水性舗装、さらに保水性舗装というのが現在あります。透水性舗装は、先ほど言いましたように、効果として地下水の涵養とか雨水流出の抑制、路面の水はね防止で、さらに排水性舗装については、これは若干構造が変わりまして、路面に滞留する雨水を排水構造物へ、両側に側溝を設けて、そこに排水をして、路面の騒音の低減、水はね防止ということで、こういう状況は国道23号の名豊バイパスでつくってございます。それから、保水性舗装というのは、今、路面温度の上昇抑制として舗装の間に水分をたくわえていくというような状況でございます。

今後の対応ということですが、ただし書きを読みましたが、まさにこの条文によって条例化されたということでは、町としては認識を改めるべきだというふうには思っています。ただ、排水性舗装と透水性舗装は、排水性舗装については、表層の下に基層をやるとか、両側側溝とか、若干高い状況もあります。こういうふうにそれぞれの工種、舗装の種類によって若干単価差は今後比較する必要は当然出てくるということですが、目的としては、今、環境負荷の軽減対策として都市環境、それから、沿道道路空間の環境

保全ということでは、町としては、この透水性舗装等については交通量の少ない箇所では採択し、駐車場の舗装ではなるべく行っていきたいというふうに思っています。

先ほども申しましたけれども、最近、この局地的豪雨でございますので、こういう観点からいけば、道路の冠水はもちろんですけれども、幸田町の一番不安要素の広田川の河川改修ということでは、河川の増水も早くなるということで、総合治水対策としても有効と考えております。今後、したがいまして、4種道路、都市部での地形、構造、土質等を考慮しながら、各透水性舗装を筆頭に、可能な構造物を採用に考えていきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第56号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第57号議案の質疑を行います。

まず、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根秋男君。

○1番（中根秋男君） 条例制定によって、町内の標識の中で寸法を縮小すると効果的だという、そういったところは具体的に個別標識があるかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） どういう標識、縮小する効果があるかということですが、まず、今回の条例では道路標識、区画線及び道路標示に関する命令ということで、これが参酌して定めたものでございまして、標識では案内標識、警戒標識並びに放置される補助標識でございます。

縮小する効果でございますが、当然、案内標識とか警戒標識は道路沿いに設置をされていますので、現在、道路でも幅員が狭い道路においては、そういう縮小をすることによって通行の安全性を向上させる効果があるというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 以上で、1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 道路標識というものは、国で一律的に定めるものではないかというふうに思うわけでありましてけれども、それと同時に、今回、参酌をして定めるということで、先ほど中根議員が言われたのが縮小でありますけれども、私は拡大で見やすいもの、こういう観点からどうなのかという点について伺いたいというふうに思います。

また、この道路標識が、例えば車、あるいは歩いていても、自治体によっては自治体間をまたいで、あるいは県をまたいで通行をするわけでございますので、そうした点で混乱を生じない、こういうことからすれば、やはり一定の国の基準、国の責任において本来定めなければならないとされるものではないだろうかと思うわけでありましてけれども、この点については、今回の参酌基準の中で町長の定める基準というようなものもされているわけでありましてけれども、こうした点についてお尋ねするものでありますけれども、この点はどのようなのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の道路標識については、先ほど中根議員のところでもお話

しましたが、国は案内標識、警戒標識の補助標識を設置するというごさいます。

拡大はどうかということですが、この条例が幸田町条例ですので、必要とあらば可能だというふうに思いますが、拡大というのは、建設費、場所等々ありますので、その必要性とかも吟味しながら決定をしないとなかなかできない状況にあります。また、この標識、もちろん国・県道の標識と統一された基準ということになりますので、これによって、例えば町外、もしくは県外といった場合に、この標識によってすべて警戒、それから案内ができるようになってるのが、そういう標識の命令の中で定められているということごさいます。

町独自の状況というのですか、参酌しながら定めたものについては、先ほど議員言われましたけれども、実は通行に支障を及ぼすおその場合は寸法を2分の1までに縮小するということが今回のこの中で定めてありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第57号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第58号議案の質疑を行います。

まず、15番、大嶽 弘君の質疑を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 最初に、準用河川という言葉になじみがありませんでしたのでお尋ねしますが、町内のこの準用河川に該当する川は何という川なのかということです。メモをとりますので、ゆっくりお願ひしたいと思います。

それから、2番目がこの条例をつくって、構造とか技術的なものでありますが、環境対策、例えば、生き物とか、魚とか、鳥とか、人間もそうですが、いろいろなものが川は利用するわけです。そういうときに、環境関係の維持とか、保全とか、そういうものをこの条例の中に織り込んでいく必要があるのかなということも一件、素直に読むと思いましたが、それは別の環境基本条例というものを町で定めているから、それはそれでいいのだというふうな解釈なのか、それとの連動を考えていくのかというような疑問がありました。そのあたりの見解をお願ひします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） それでは、ゆっくり説明しますので。

準用河川とは、1級河川及び2級河川以外の法定外河川のうち、市町村長が指定し管理する河川のことです。

町内の該当する河川ごさいます。準用河川に指定している川については、現在、河川数が7河川。指定河川延長は約8キロメートルです。

河川名についてごさいます。北から坂崎の山添川、高力の赤川、永野の砂川、六栗の同じく砂川、それから、六栗と里地内の舟山川、里の誉師川、里と海谷の足後川です。

環境問題の話ごさいます。実は、平成2年に建設省では多自然型川づくりという実施要領をまとめています。背景には、従来までは河川管理は治水、利水に主眼を置いていた。今、人々のニーズが非常に多様化、行動化ということで、身近な自然環境の保全が重要視されてきているという状況ごさいます。良好な河川環境を重要視し

た河川整備が求められるようになったため、平成9年の6月に河川法の中で第1条の目的がございますが、この中に、河川整備の環境と保全というのが追加をされました。これに従いまして河川管理者は自然環境に配慮した河川整備を行うということで、ここで環境面に配慮したものがあります。さらには、平成18年ですけれども、国土交通省の河川局で多自然川づくり基本指針というのが定められまして、これは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史、文化との調和にも配慮して、河川が本来有している生物の生育、繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための河川管理を行うということでございますので、今回、こういう環境面での中身ということではなく、上位法の河川法に基づいて、今後、準用河川にもこういう技術基準を定めている状況でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、15番、大嶽 弘君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今まで、この河川管理に関していえば、これは国の基準で町内を流れる準用河川も河川管理をしてきたということだというふうに解釈をするわけですが、これが地域主権改革一括法によって国の河川法に基づいて、これを参酌して定めるといふものであるわけでありまして、それで、この河川についていえば、住民の命と財産を守ることと密接な関係があるわけでありまして、先ほども道路の構造令で言われましたように、今、非常に気候変動によるゲリラ豪雨、集中豪雨などで水害の危機にさらされる、こういうことが非常に大きな問題となってきているわけでありまして、こうした技術的な問題が、条例化することによって従前より基準が高められる必要性もあるというふうに思うわけでありまして、そうしたものについてはどのように配慮されたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 現在の準用河川は、先ほど申し上げましたように7河川ありますが、基本的には、ここの河川については、今の河川構造基準に基づいて施工をされています。ではなぜ定めるのかということですが、今後の改修において当然対応することによってございまして、今、議員言われましたように、ゲリラ豪雨とか、そういう流量に対してどうするかでございまして、それは今後、気象状況等が変わって、全国的にも時間雨量の採択が変われば、それに基づいて設計をしていくという形にはなります。

ただ、従来でいきますと、災害等でいけば、時間当たり20ミリメートルの採択基準でありましたが、最近では、先ほども言いましたように、時間70ミリメートルというふうになってきていますので、逆に、今できている7河川の断面がそういう流下能力に対応し得るかというようなことも、今後、この条例をつくる機会に判断をしていく必要があるというふうに思っています。ですから、あくまでもこれは現在の河川構造の技術的基準であって、今後の情勢に対応し得る場合は、その時点の気象状況、それから、現場の状況を見て判断をしていく考えであります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この自治体が条例化をするに当たって、先ほどから申し上げておりま

すように、三つの観点から条例化を図ることが国のほうで示されているわけであり、それが参酌して定めるというように制定の概要は説明がされているわけであり、あくまでも今回は、そうした拡大あるいは充実、こういうことは全く考えないで、国の内容をそのまま基準として条例化してくるものと、こういうように解釈をしてよろしいでしょうかということでもあります。

それから、次に堤防の維持管理、こういう点におきましても、先ほどの気候条件の変動によって洪水等で決壊することのないように、やはり条例できちんと定めるべきものではなかろうかなというふうに思うわけですが、こうした点については、まずは条例化、そして、次に今度はその見直しの時点でこうした対応を図っていく、こういう段階的な整備をされていく。そのようにしていく考えなのかどうかをお尋ねするものがあります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、国の基準の参酌をしてということで、三つの点でございますが、説明しましたように、河川管理施設等構造令を参酌しているということで、従前の河川構造の基準を使っていますので、職員の専門性の保全とか人的配置の育成というのは現状の中も保障がされる状況でございますので、影響はないというふうに判断をしています。

さらに、国の基準どおりかという点では、実は全国に対して、この河川構造令というのはできていますので、本町に見合う、河川に見合う規模、それから、物理的にできないものについては除外をしています。例えば、この基準の中にはダムとか取水塔、水門などが基準で定められていますが、本町については、それはこの条例の中に入れていないという状況でございますので、地元の地域に合ったもので将来的に対応するものが今回定めてあるということで御理解願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第58号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第59号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 同じく、地域主権改革一括法に基づく条例化でございます。この条例化は、バリアフリー化の基準を参酌して定めるというふうに説明の中でも言われておりました。それで、バリアフリーについていえば、いろいろと改善もし、そして、充実もされてきているわけであり、この内容が十分審議されたかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回のバリアフリーに伴う内容でございますが、歩道とか立体横断施設、案内標識、視覚障害者の誘導ブロック等の基準であるということで、基本的には、この内容は独自のものはなく、国どおりの内容となっています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これから、こうした条例化によって独自にしなければならないわ

けでございますけれども、こうした職員体制あるいは専門性については、配置等についてはどういう対応をされていく考えか、お尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） こういう基準については、現在、事業もことし施工していますが、特段に職員の専門性とか、これによって人的配置をするとか、そういうような内容までいかず、現体制で現実には対応できています。特定道路の指定自身が町内で1,800メートルということで、1件の設計書で対応できたものですから、今後もこの現体制でいけば行政の機能低下につながらないという判断をしています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） バリアフリー化は、何もこの道路の横断とか、そういうものだけではないわけでありまして、例えば、今回は車いす等の部分もなっているわけでありませんが、やはりこの移動を円滑にする、そのためには、障害者の方たちもいろいろさまざまあるわけでありまして、今、非常に問題になってきているのが、信号の問題であります。ある障害を持っている方についていえば、この信号の色が、いわゆる三色が判断できない部分があると。こういう問題をやはりいろいろなところに生かしていかなければならない。そういう点からすると、やはりきちんとそういう専門知識を身につけて対応する職員も必要ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、こういう問題もこれからの対応として取り入れていっていただきたいというふうに思うわけですが、その点については、この方面では生かすことができるのでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） この移動円滑法というのはバリアフリー化に基づいてということで、いろいろな障害者の方がみえるということですが、今回の条例制定の中で、この条文については道路ということで、あくまでも特定道路、国土交通省が指定したところの移動円滑化に基づく基準であり、車いす等については、公園がまた後ほど出てきますけれども、そういう公園施設については決めているという状況でございます。

ただ、それぞれ施設ごとで今決めているわけですが、今言われるように、信号についても、またこれ若干部署が異なるということでございますが、当然その内容的には身障者の方は同じ状況で利用されるということですので、一円、町内どこへ行っても支障のないようにできればというふうに思いますが、今後、そういう身障者の団体の人からもいろいろ円滑化に基づく意見を聞くことによって、どのようなことを改善するのかも、町として、町が一つとしてする内容はどうかということも吟味する必要があるかというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、3番、志賀恒男君の質疑を許します。

3番、志賀恒男君。

○3番（志賀恒男君） この条例の制定につきましては、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法というものに関係するところであると思いますが、バリアフリー新法の第2条の中に、先ほど少し話題になりました特定道路というものが定義をされております。「移動等円滑化が特に必要なものとして、政令で

定める道路法による道路をいう」というふうにあります。この特定道路につきまして、先ほど建設部長のほうから対象1,800メートルという話がございましたけれども、本町ではどの道路が対象となり、また、区間がどのようになっているのか御説明いただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 条例の第2条の定義の中にある特定道路とはということでございますが、まず、特定道路については、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものであるというふうになってございます。

幸田町においては、道路区間の指定は、県道では幸田石井線の錦田跨線橋の西の交差点から岡崎幸田線カーマまでが県道の指定区間、町道ではこの役場周辺、駅周辺ですが、駅西の相見幸田線、それから、菱池池端毛倉2号線、役場の東側ですが大山元林1号線、幸田保育園のほうへ向う幸田荻線、郷前13号線、中学校の黒方2号線ということで、それぞれ全体で1,800メートルということになっています。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 具体的な路線名につきましてはわかりましたが、バリアフリー新法によりますと、重点整備地区というものを移動等円滑化にかかわる事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができるというふうにあります。

そこで、本町ではそういう基本的な構想というものが作成をされているのでしょうか。策定をされているのであれば、具体的にどの区域であるのか、御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 重点整備地区ということで、当然そういう計画を持って、これも社会資本整備交付金による補助を行っていますので、実は地区名としては幸田駅前地区、要は駅周辺ということで決まっています。特に、この指定する条件の中には、若干申し上げますと、市街化区域内の生活関連施設、これは日常生活または社会生活において利用すると認められる役場とか公園、それから、商業施設、幸田駅などがあるということで、特にこの役場周辺を定めています。さらには、今回決めた内容としては、歩道の有効幅員が2メートル以上の路線ということになってございます。こういう中身でございまして、基本的にこの地区の中で半径400メートル以内に先ほど言ったような生活関連施設が3施設あるのが原則とされています。

これについては、先ほど県道のほうも指定をされていますが、そういう基本計画ですが、県と一緒にして作成をしたということで、この基本構想という名前のものがあるかどうかというのは今の段階で確認していませんので、よろしくお願ひします。

○議長（池田久男君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 大体内容の概要が出てきたかと思いますが、バリアフリー新法を見ていただくと、重点整備地区という言葉が出てまいります。ただ、これは強制されてつくものではなくて、つくってもよろしいということでもあります。

それでは、具体的なエリア、特に幸田駅、役場を含めた3施設が含まれるところとい

うようなことで生活の街区ということではありますが、今進められている状況も認識をしておりますけれども、今後、新規の工事箇所とその内容について、現時点での計画を御説明いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） この整備重点地区における整備状況ということでございますが、県道については平成23年度に施工済みでございます。見られてわかるように、歩道に黄色の点字ブロックとか、それから、歩道と車道の段差の解消とかが現在進んでおります。それから、町道については、まだ工事は行っていませんが、歩道等に今、白いマーキングがされています。先ほども言いましたように、社会資本整備総合交付金事業において、今年度ですが、平成24年度で施工をします。現に工事は発注済みでございます。それで先ほど町道の特定道路の指定区間すべてを工事発注しています。工期については来年の1月31日でございますが、完了を目指しております。

工事内容につきましては、点字ブロックの交差点設置が7カ所、一部歩道の段差解消が1カ所でございます。

将来的には、こういう国土交通大臣の指定をいただくということで、再度、そういう基本計画をつくってからの採択になるということで、当面は現在の重点整備地区については完了するという状況でございます。

○議長（池田久男君） 以上で、3番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10間の休憩といたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時01分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この条例は、本来配慮されるべきものが円滑に移動ができるように、その移動を確保するための条例と、こういう内容であります。そうしたときに、議案関係資料の関係でいきますと45ページになります。この45ページで経過措置というのがあるわけですね。経過措置は、「歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、市街化の状況、そのほか特別な事情によりやむを得ない場合は、同項の規定にかかわらず」と。当分の間、でこぼこ車道をことごとく行く。ここでいうところの、あえて特別な事情という形を具体的にはどういう説明をするのか。いわゆる、事業が今進んでおりますよと。それは特別な事業ではないわけですね。ここでいうところの特別なというのは、円滑な移動を確保するための条例だけれども、それをするに当たって、特別な事情があるからしばらく待ってくれというものの理解の仕方をする。それでないと、このような特別な事情というのはどうにでも使える。そういうしんしゃく、参酌ができるような内容かどうか。何でもありだと。何でもありだよということなら、まさにこの条例は何なのかという問題になります。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） この条例の趣旨は、議員言われましたように、移動の円滑化の促進ということで、高齢者、障害者の方の円滑な移動及び建築物の施設を円滑に利用できるように総合的に推進するものでございます。

附則の中の3項の特別なというものでございますが、今、委員言われましたが、事業がということも一つあります。というのは、これは今現在、来年の4月施工ということで、事業については平成23年度・24年度、先ほども答弁しましたが、現在、工事を発注して行われている状況でありますので、まず、そういう経過もするのですが、あくまでもこの条文が該当するものについては、特定道路ということでございます。国土交通大臣の指定は今回で終わりということではなく、今後、例えば、1.5メートル以上の歩道の町道が指定する段階において、こういう事業をするという上で特別な場合ということで、あくまでも既存道路に対して点字ブロックや歩道の解消をするという形ですので、あえてここで経過措置をとっているという形であります。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなた方の先ほどの説明でいきますと、この円滑移動の関係で指定される道路は、駅前と役場周辺だよと、こういうことですよ。そうした中でいきますと、まさに市街化における特別な事情は街路整備ですよと、こういうことになるわけですよ。そうしたときに、では、そういうことを含めて、次の3項でどういうふうになっているのか。3項でいけば、「一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路」と。特に必要な道路だよというふうに言うておきながら、1.5メートルでもいいよと。その辺はまさに矛盾をしているし、基本的には円滑化ができるような条例をつくりましたけれども、抜け道だらけで、特別な事情があれば、特別な理由があればやらなくてはいいいよと。あるいは抜け道があつて2メートル50センチメートルでなければいけないものを1.5メートルでもいいというふうにすると、人間だれしも横着だし、行政も手が抜けるなら抜いていきたいというときに、ここにもたれて、当分の間、これでもいいと条例が言っているではないかと。条例違反の行政を進めてはいないというところに安易に逃れていく。しかし、条例そのものは、これをきちんとやりなさいよと。だがしかしというただし書きの内容だよ。ただし書きにもたれて行政は進めてはいけないということですが、これも一緒ですよ。まさに仏つくって魂入れずではない、抜いてしまうわけです。入れるというのはまだ意思があるけれども、抜いてしまうわけです。抜いてしまうというのは、さらに状況が悪くなる。そういうことによって、移動が円滑にできない人たちにさらなる苦痛を長期にわたって強いる関係が生まれてまいります。だから、私は、抜け道ではなくて、ただし書きに逃げるのではなくて、きちんとそれを正面に据えた対応をしないと。「条例はございます。コピー条例でございます。これについては幸田町独自のものはございません」と。あなた言われたよね。ほかの条例はともかく、この条例については、みんなコピーだよと。上から下までコピーだよといったときに、ではどうするのだと。条例さえつくっておけばそれでいいのかということになりますといかがなものかと思えます。したがって答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 当然新しく整備するということについては、道路構造令で歩

道でしたら3メートルとかきちんと整備できるわけですが、これはあくまでも特に必要になる道路ということで、これはまさに特定道路ということで、現在の既存の道路に対して、まずは指定をさせていただくというより、指定できるような条件が、三つの条件ですね、そろわないとできないという状況で、既存の道路を利用すると。では、既存の道路が、例えば、芦谷高力線みたいに片方が1.5メートル程度の歩道なのですが、それを2.5メートルとか3メートルにきなさい。そうでないと、こういう点字ブロックとか段差解消はなりませんよといった場合に、では、用地買収とか建物の移転補償とかでできるかという点も多々あるので、そういう点では既存の道路でも町内に1.5メートルの歩道があれば、ここに経過措置として上げて、将来、先ほどの3条件ですが、そういうもので国の指定を受ければ点、字ブロックとか段差解消が1.5メートルの幅員においてもできるということで御理解を願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第59号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第60号議案の質疑を行います。

まず、2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 都市公園について、2点お伺いします。

まず1点目は、本町の既設の公園はどこにあるか、または何カ所あるかお聞きいたします。

2点目は、新規配備または整備する計画があるのかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 本町における都市公園の状況でございますが、都市公園法第2条の2に基づく供用開始で告示された公園については、18公園ございます。種類別では地区公園、これは条例にも書いてあります、4ヘクタール以上で幸田中央公園と深溝運動公園の2公園でございます。それから、近隣公園は2ヘクタール以上で、彦左公園、永野公園、幸田公園、とぼね運動公園の4公園でございます。街区公園につきましては0.25ヘクタール以上で、里公園、沢渡公園、里前公園など12公園でございます。合計で18公園ということで、さらに、都市公園の中で緩衝緑地としては坂崎の緑地1カ所、都市緑地としては、基本的には企業団地の開発とか区画整理の整備によってそれぞれ緑地を設けていますが、これが10カ所で、合計11カ所ございます。すべて都市公園と緑地の合計は29カ所で、面積は41.9ヘクタールということになり、この施設が今回の条例に適用されます。

それから、今後の新規配置及び整備の計画はあるかということでございますが、現在、土地区画整理事業によって事業中または計画している公園でございますが、街区公園ばかりでございます。相見地区で現在9カ所の面積が1.7ヘクタール、今後の施工予定では幸田駅前地区の土地区画整理に1カ所で、この面積が0.1ヘクタール、それから、岩堀地区が2カ所、面積が0.2ヘクタール、六栗地区が2カ所、面積が0.3ヘクタール、深溝里地区が3カ所で、面積が0.4ヘクタール、合計17カ所、面積として2.8ヘクタールで

あります。また、それぞれの区画整理の中に都市緑地としてそれぞれ相見地区では9カ所、1.9ヘクタール、岩堀地区では1カ所の0.2ヘクタール、六栗地区で1カ所、0.4ヘクタール、深溝里地区で1カ所というような形で、これも12カ所ということで、新たに整備される公園と緑地は全部で29カ所、面積として5.4ヘクタールということで、今後、既存の公園と合わせますと58カ所で、面積が47.3ヘクタールとなります。

○議長（池田久男君） 以上で、2番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回のこの条例は、既にある条例の中に地域主権一括法による条例制定のものを挿入するというものでございまして、この条例提案が、なぜ都市公園条例と下水道条例の一部改正、これを一括で提案をされたのか、まずそれについて伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） この条例については、それぞれ都市公園条例と下水道条例がありまして、その中に基準を、都市公園では配置及び規模に関する基準、それから、建築面積の割合、下水道条例には国の排水施設の構造の技術上の基準というのを国から参酌して入れるということで、提案理由にもありますように、あくまでも地域一括法でございしますが、これがすべて国土交通省関係政令等の整備に関する政令の施行ということで、理由が同じであるということと、一部改正ということで、今回同時に提案をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国土交通省関係として一くくりにして条例提案をしたということでございますけれども、しかしながら、全く別のものでありまして、こうした一くくりにする提案はいかがかということでございます。条例提案する場合は、それぞれ中身も違うわけでありまして、これは、例えば、こちらの条例に関していえば賛成だと、こちらの条例に関していえば反対だという場合に、これは賛否が分かれるわけでありまして、やはり私は別々に提案すべきだというふうに思うわけでありまして。

しかも、今回は、この二つの条例が国土交通省関係として一くくりとして提案をされたわけでありまして、しかしながら、下水道関係に当たっては基準がきちんと明確に新設をされてきているわけでありまして、これが50ページの排水施設の構造の技術上の基準というのが出てきているわけでありまして、こういうものが町としてきちんと職員の技術水準等が生かされる、そういうものにしていかなければならないわけでありまして、そうしたものが行政機能の低下につながるものにしていかないために、この場合におきましてはいかがかという問題であります。やはり、今、下水道の問題でいえば、幸田町全町下水道化で対応されている中で、相当年数もたってきているものもあるわけでありまして、こうしたライフラインの充実をさせていく、耐震化を高めていく、こういう問題としても十分検討していかなければならない問題になってくるわけでございますので、そうした点においてはいかがかと。また、こういう一本化ではなくて二本で提案すべきではなからうかと思っております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の条例だけが二本ということで、まさに、これはあくまでも既存の条例があるということです。提案理由が同じということで、政令により、それぞれ定める基準を参酌するという意味で、この内容を含め、二本で提案するということが、法制執務に基づいて、こういう内容で今回提示をさせていただいたということになります。

大きくいえば、すべてが地域活性化一括法という大きなくくりで、本来、逆にそこまで一遍でという話では条例としてはまずいだろうということで、今回、だから制定のものについては個々の議案とし、既存の条例があり、かつ一部改正のものについては、こういう二本立てでお願いをしたということで御理解願いたいというふうに思います。

それから、下水の排水施設の構造の技術上の基準ですが、当然、これも道路構造令しかりですが、これに基づいて今まで下水道事業をやってきました。下水道事業も平成の初めから行いまして二十数年がたち、現在、議員言われるように、非常に管の修繕の必要な箇所も出てきております。まさに、今からは下水道は修繕の時代というようなことで、調査をして修繕計画を求めていく必要があるというふうに判断します。

ただ、それによって、今までは建設、建設という時代があったのですが、今後はこういう条例をつくる際に当たって、さらに維持のほうの技術基準というのを学びながら、職員の技術的な向上が必要となってきますので、条例制定を機会に、今後、研修も含め積極的に参加して、長期にもつ下水道をつくっていききたい。特に震災で、聞くところによりますと、ライフラインで皆さんが一番お困りになったのは下水道施設だということを聞いてございますので、そういう防災にも対応し得る職員の技術向上によって安全な下水をつくっていききたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 初めてつくる条例については一本でお願いしたと。従来ある条例について、新たに地域主権一括法による自治体で決めなければならないものについては、国の法律に基づいて参酌をして挿入したよと。こういうことで二つの条例提案を一本化で提案したということでもありますけれども、しかしながら、これはやはり以前にもこういう問題があって、きちんと違う別々の条例は別々に提案すべきだということも言っていましたけれども、やはりこれも、これは二つの議案として出す内容だというものであります。そうした点で、これからは、やはりこれは別々に提案をしていただきたいというふうに思います。幾ら国土交通省関連だといっても、これは、都市公園と、それから下水道と全く違うわけでありまして、そうした点で、はしよるのではなくて、きちんと別々の提案でやっていただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の条例提案については、先ほど申し上げましたとおりでございます。きょうの御意見については、今後、法制のほうの担当と協議をして、可能ならば、そういう形も将来的に考えていききたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域主権一括法についていえば、まだ来年の3月等にも多分こう

した改正がなされてくるというふうに思うわけでありまして、今回は建設部関係でございますけれども、しかしながら、今回のこの地域主権一括法についていえば、これは医療・介護・福祉、こうした分野に及んでくるわけでありまして、やはりこれはすべてにおいて各自治体で条例化しなければならないというような、そういうものになるわけがあります。地域への権限委譲という形の中で、やはり地域の独自のもの、住民生活に照らして、やはり、この条例化に当たっては、これが最低の最低にならないように、やはり最低基準をさらに少しでも上乘せをし、安心して生活できる、こういうものにしていくようにしていかなければならないわけでありまして、次に予定をされている部分についていえば、こうした一括でない議案にさせていただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の意見をお伺いして、法制執務の担当に申し添えていきます。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第60号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りをいたします。

本日の日程はこれまでとし、第61号議案以降の質疑は、12月12日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、第61号議案以降の質疑は、12月12日に繰り延べることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、明日12月12日水曜日午前9時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年12月11日

議 長 池 田 久 男

議 員 都 築 一 三

議 員 酒 向 弘 康